雲南市男女共同参画年次報告書

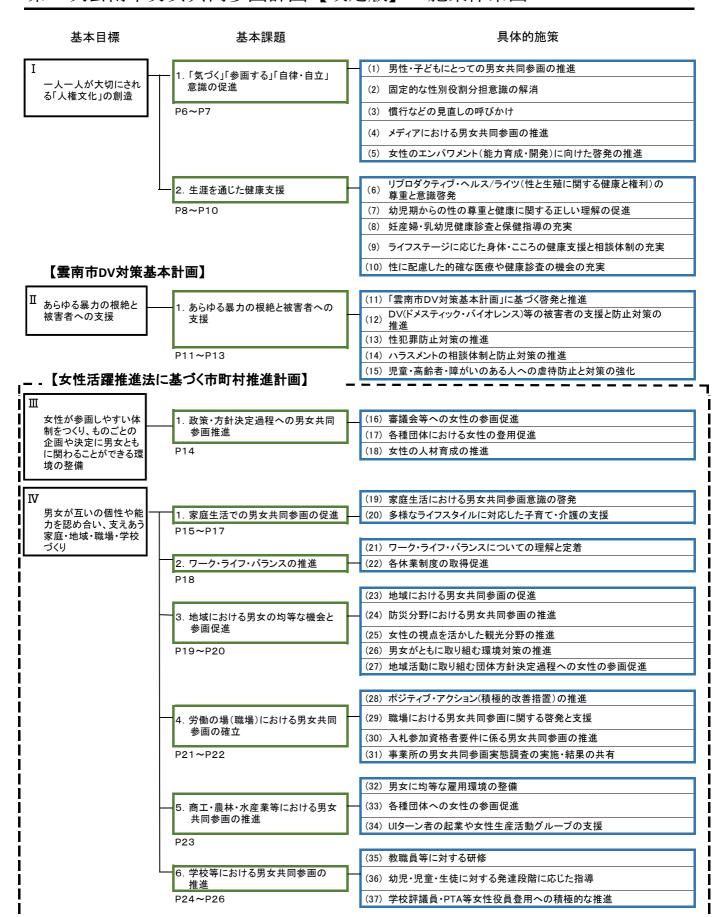
気づいて築くうんなんプラン(令和4年度実施状況)

令 和 5 年 度雲 南 市

目 次

第1章	男女共同参画施策の推進状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2章	具体的施策の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第3章	数値目標の進捗状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
資料編	••••••	3.2

本書は、雲南市男女共同参画推進条例第 18 条に基づき、令和 4 年度の 雲南市の男女共同参画施策の実施状況についてまとめたものです。



基本課題 具体的施策 基本目標 (38) 高齢者の自立した生活に対する支援や相談支援の充実 1. 高齢者、障がいのある人が安心して 様々な立場にあ 障がいのある人の自立した生活に対する支援や相談支援の 暮らせる環境の整備 (39) る男女が安心し て暮らせる環境 P27~P28 の整備 2. 外国人市民が安心して暮らせる環 (40) 外国人市民の暮らしやすさに配慮した支援や相談支援の充実 境の整備 (41) 多文化共生意識の高揚 3. ひとり親家庭等に対する環境整備 (42) ひとり親家庭等に対する子育て支援や相談体制の充実 の推進 P30 4. 生活困窮など様々な困難を抱える (43) 相談体制の強化と関係機関との連携 人への対応 P31 (44) 自立に向けた指導支援の充実 VI 総合的な推進体 1. 市役所推進体制の充実 (45) 市民と協働の推進体制の確立 制の整備 P32~P33 (46) 庁内推進体制の強化 (47) 計画の進行管理・評価・分析・見直し (48) 男女共同参画に関する意識啓発 (49) 男女共同参画の視点に立った市の制度・施策の見直し (50) 相談窓口体制の充実 (51) 女性職員の管理職育成と積極的登用 2. 男女共同参画推進モデルとしての (52) 各休業制度取得促進 市役所における環境の整備 (53) ハラスメント防止と相談体制の充実 P34~P35 (54) 男女共同参画センターの周知と活用 (55) 男女共同参画に関する調査研究・情報提供の充実 3. 男女共同参画推進拠点の機能と体 制の強化 (56) 男女共同参画関係団体の活動拠点の設置、活用 P36

第1章 男女共同参画施策の推進状況

新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」という。)の感染拡大開始から3年以上が経過し、世の中はコロナ前の日常を取り戻しつつありますが、ロシアのウクライナ侵攻の長期化の影響による物価高騰等が家計を直撃し、人々の生活に影響を与えています。

3年にわたったコロナ禍で、とりわけ女性の雇用や就労への影響は大きく、その要因として家事・育児等の無償労働時間の女性への偏り、長時間労働を前提とした労働慣行、人々の根強い性別役割分担意識などがあると考えられます。

一方、テレワーク導入率の上昇にみられるように社会全体で働き方が大きく見直されるなど、コロナ 禍を経て人々の生活意識や行動、社会が大きく変化した部分もあり、この社会の大きな変化をチャンス と捉え、男女共同参画・女性活躍の取組を加速させることが重要です。

雲南市でもこの社会の変化を意識し、「第 2 次雲南市男女共同参画計画〜気づいて築くうんなんプラン〜」「雲南市DV対策基本計画」「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」に基づいた施策に取り組みました。

コロナ収束後の社会においても、すべての人々の人権が尊重され、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会づくりの推進をより一層重要視する必要があります。

基本目標 I. 一人一人が大切にされる「人権文化」の創造

「第 2 次雲南市男女共同参画計画~気づいて築くうんなんプラン~」では、「男女の人権の尊重」を基本理念の一つに掲げています。男女共同参画の推進には男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取り扱いを受けることなく平等に扱われ、個人としての能力を発揮する機会が確保されることが大切です。

コロナ禍においては、未知の病気への不安から感染者やその関係者、医療従事者などへの偏見や差別を生み、人権が侵害される事例が散見されましたが、改めて基本理念である「人権の尊重」について認識し、市が実施する男女共同参画事業を人権の視点から見直すよい機会となりました。

基本目標Ⅱ. あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

暴力は重大な人権侵害であり、だれもが安全に、安心に暮らせる環境を整備することは、男女共同参 画社会実現のための大前提となるものです。

令和4年度の女性相談延べ件数は181件(対前年比73.2%)、実人数は53人(対前年比123.3%)と、 実人数は増加しました。女性相談延べ件数のうち、DV(*用語解説P.41参照)相談延べ件数が85件、離婚に関する相談が26件と大半を占めました。相談内容に応じて庁内各課、関連機関と連携し、適切な対応に努め、中でも児童虐待とDV被害は同時に起こっている場合もあることから、一体的な支援の強化を今後も図っていく必要があります。

基本目標Ⅱ.

女性が参画しやすい体制をつくり、

ものごとの企画や決定に男女ともに関わることができる環境の整備

「第2次雲南市男女共同参画計画~気づいて築くうんなんプラン~」では、令和7年3月までに政策や方針決定の場である審議会等において「男女いずれかの委員数が、委員総数の40%」となるよう目標を定めています。

令和4年度末現在における審議会等の女性参画率は28.4%で、令和3年度末現在と比較し1.4%向上しました。(詳細は、P.36~P.39「雲南市審議会等(法令・条例)への女性委員の参画状況」参照)

具体的な取組として、平成 29 年 3 月に作成した「雲南市審議会等における女性登用率向上のための協議について」のガイドラインに基づいて、審議会等の改選時・新設時に担当課と協議を行い、市役所所管課担当部局等に対し女性委員登用の必要性を示し、登用率向上につなげる取組を行いました。併せて、関係機関等と連携した女性の人材情報の収集を行いました。

また、地域自主組織役職員を対象に研修を実施し、地域活動における方針決定過程への女性の参画促進を呼びかけました。

基本目標Ⅳ.

男女が互いの個性や能力を認め合い、支えあう家庭・地域・職場・学校づくり

平成 30 年度に実施した市民意識調査の結果において家庭での家事、育児、介護・看護は「主として女性」という回答が大半を占めており、女性の負担が大きい現状が続いていることが分かります。家庭内での性別による役割分担意識を見直し、男女が共に社会に参画しながら、安心して子育てや介護ができる環境づくりが必要です。

また、仕事とそれ以外の時間とのバランスについて不安や悩みを抱える人も男女ともに5割近くに上ります。仕事や家庭、地域生活などのバランスをうまく取ることは、多様な生き方や働き方の選択、自分らしく安心した生活の実現、企業の優秀な人材確保につながるとされています。

令和4年度は、家庭での男女共同参画推進をめざし「おとう飯 始めよう」キャンペーン (*用語解説 P.41 参照)事業を実施し、家庭内での役割分担を見直し、家族で家事・育児・介護等について話し合うきっかけとしました。

また、地域では、令和3年7月に発生した豪雨災害の経験から地域防災に対する意識が高まっており、 地域自主組織職員等を対象に男女共同参画の視点に立った防災研修を防災部局と共催で実施すること ができました。労働の場における男女共同参画の確立に向けては、働く女性を対象としたスキルアップ セミナーを県と共催しました。

幼児・児童・生徒に対しては、生涯にわたる人間形成の基礎を培う乳幼児期から人権尊重、男女共同参画の視点に立った教育を受けることが大切であり、学校等において発達段階に応じた指導、啓発を行いました。また、学校等においては、教職員、保育者自身が人権について正しい理解と意識を高めるための研修を行いました。

基本目標V.様々な立場にある男女が安心して暮らせる環境の整備

だれもが孤立せず、社会参加を通していきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現には、高齢者や障がいのある人、外国人市民、ひとり親家庭等、生活困窮など様々な困難を抱える人すべてが安心して暮らせる環境の整備が必要です。

自宅に引きこもりがちな高齢者に対しては、安心安全に暮らせるよう声がけなどの取組が行われました。また、「雲南市多文化共生推進プラン」に基づき、「やさしい日本語」を用いて大雨や台風、コロナ等に関する注意喚起を SNS を活用し発信することができました。その他、地域自主組織との連携による災害時の外国人住民への対応に関する研修会や職員向けにやさしい日本語研修会を開催するなど地域住民レベルで多文化共生への理解と災害対応力の向上に資する取組がありました。

障がい者福祉施策においては、「雲南市障がい福祉計画」及び「雲南市障がい児福祉計画」に基づき施 策の推進に引き続き努めました。

ひとり親家庭等への支援においては、関係部局が連携して相談者の課題解決に向けた支援を行い、また、就学援助制度については、タブレット端末にかかるオンライン学習通信費の支給や、前年度中に就 学費用の支給を行うなど、就学援助受給者の経済負担軽減を図ることができました。

基本目標VI. 総合的な推進体制の整備

「男女共同参画」は単なる一行政分野にとどまらず、あらゆる行政の施策を網羅する総合的な取組であり、市役所職員一人一人が「男女共同参画の視点」を持って業務に取り組む庁内体制の強化が必要です。また、男女共同参画推進モデルとしての市役所を誰もが働きやすい職場としていくためにも固定的性別役割分担意識にとらわれない個人の能力を活かす適切な人員配置や女性管理職の積極的な登用(登用率 25%)を目指しています。

令和4年度の管理職に占める女性職員の割合は24.6%まで向上しましたが、管理職登用前後の早期退職等の現状を踏まえ、相談・支援、環境整備等を引き続き行う必要があります。

基本目標I. 一人一人が大切にされる「人権文化」の創造

基本課題 I-1.「気づく」「参画する」「自律・自立」意識の促進

令和	4	年	度
の実	施	状	況
(主	な	取	組
を抜	粋	L	て
掲載)			

|施策1||男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

所管課

男女共同参画センター

●ジェンダー (*用語解説 P.41 参照) チェック (固定的性別役割分担意

識(*用語解説 P.42 参照)の見直し等)の実施による意識啓発

- ・男女共同参画ジャンボかるたとり大会の開催
- ・男女共同参画オリジナル絵本の読み語り
- ・書籍、資料、DVD等の充実、学校への貸し出し
- ・「おとう飯 始めよう」キャンペーン事業の実施
 - ①キックオフイベント

市長・副市長・教育長が「おとう飯サポーター」参加表明

- ②地域自主組織での実施(5組織)
- ●男女平等についての講演会、研修会、実践講座の開催と情報提供
- ・赤ちゃんを迎える夫婦を対象に「両親(父親)セミナー」の開催 (県と共催事業)

男女共同参画センター

- ●「平和を」の都市宣言等の実践化と広報・啓発活動
- ・「永井隆平和賞」の作品募集と発表式典の開催
- ●男女共同参画推進月間等を利用した重点的な広報活動
- ・オリジナル絵本の読み語り、パネル展示、懸垂幕の設置
- ・ケーブルTVでの啓発番組、市LINE・フェイスブックへの記事 掲載、市報への特集記事掲載

社会教育課

男女共同参画センター 男女共同参画センター 広報広聴課

施策2固定的な性別役割分担意識の解消

- ●固定的性別役割分担意識の見直しについての意識啓発
- ・「おとう飯 始めよう」キャンペーン事業の実施【再掲】
- ●性別役割分担意識の見直しを促す学習機会の充実(研修会等)
- ・「両親(父親)セミナー」の開催【再掲】

男女共同参画センター

男女共同参画センター

施策3慣行などの見直しの呼びかけ

- ●「性別役割分担意識」の解消を促す効果的な資料や学習機会の提供
- ・人権・男女共同参画パネル展示の実施 【市内】7か所

男女共同参画センター

施策4メディアにおける男女共同参画の推進

- ●公的広報、出版物に関するガイドライン作成と活用
- ・市報、ホームページ等における表現については、男女共同参画、人 広報広聴課 権尊重の視点をもって作成している。

	施策5女性のエンパワメント(能力育成・開発)(*用語解説 P.42 参照)	
	に向けた啓発の推進	
	●キャリア形成のための情報提供	
	・各種関係機関が実施する研修、セミナーについて情報提供と参加	男女共同参画センター
		商工振興課
	●自己啓発実現のためのセミナーの実施と支援	
	・企業等で働く若手・中堅女性社員を対象にした「女性のスキルアッ	男女共同参画センター
	プセミナー導入編」の開催(県と共催事業)	
目標達成に	・男女共同参画に関する研修機会は、継続的に取り組んでいく必要が	男女共同参画センター
向けた課題	ある。	
等	・地域自主組織では、特に役員改選時期に合わせた研修・推進機会を	男女共同参画センター
	設け、継続して女性の参画を呼び掛ける。	
	・市報、市ホームページにおける表現について、男女共同参画・人権	広報広聴課
	尊重の視点でのチェックを行う必要がある。	

基本目標 I. 一人一人が大切にされる「人権文化」の創造

基本課題 I -2. 生涯を通じた健康支援

本本誅起 1一	2. 生涯を通した健康文法	
令和4年度	施策6リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権	所管課
の実施状況	利)(*用語解説 P.42 参照)の尊重と意識啓発	
(主な取組	●性に関する悩みなど各種相談に応じた支援と関係機関との連携	
を抜粋して	・電話による相談支援	健康推進課
掲載)	・マタニティーアンケートの結果から必要に応じて母子保健コーディネ	
	ーター、保健師等が個別支援	
	施策7効児期からの性の尊重と健康に関する正しい理解の促進	
	●ジェンダーにとらわれない、一人一人の個性と能力を尊重する教育の	
	<u>充実</u>	
	≪保育所(園)・認定こども園 (*用語解説 P.42 参照)・幼稚園での取組≫	子ども政策課
	・生まれてきたことへの感謝、成長を喜ぶ気持ち等を育む「誕生会」の	
	実施。命の大切さ、性(生)について考える助産師によるバースデープ	
	ロジェクト(*用語解説 P.43 参照)講座の開催(親子参加)	
	・日々の保育で色や服など自分の好きなものが選択できる環境づくり	
	●性に対する正しい知識を学ぶ機会の提供	
	≪保育所(園)・認定こども園・幼稚園での取組≫	子ども政策課
	・着替えや水着になることを通して、隠している部分の大切さなどにつ	
	いて教える。	
	・人前で着替えることに抵抗がある子どもに対し、更衣スペースを作る。	
	・幼児への性の多様性に関する絵本の読み聞かせの実施	

≪小中学校での取組≫

・小中学校において、学習指導要領に基づき、保健体育(保健分野)や 特別活動をはじめ学校教育活動全体を通じて、発達段階に応じた「性に 関する指導|を実施

学校教育課

・児童生徒への LGBTO についての理解教育の実施

●教職員・保育士への研修の充実

≪保育所(園)・認定こども園・幼稚園での取組≫

・ジェンダー、性の多様性についての研修を実施

- ・「LGBT 等と人権」をテーマに社会の状況や小中学校の取組を研修 ≪小中学校での取組≫
- ・LGBTQ (*用語解説 P.43 参照) についての教職員研修の実施

子ども政策課

学校教育課

健康推進課

施策8好産婦・乳幼児健康診査と保健指導の充実

- ●妊産婦、乳幼児健診の内容の充実と自己負担軽減を継続
- ・R4 年度の検診実績

妊婦一般健診 1人14回助成 延べ1.874件 乳児一般健診 1人2回助成 延べ266件 乳児集団検診受診率 4か月99.4%↑、10か月97.8%↑、 1歳6か月97.0%、3歳6か月98.0%

妊婦指導 171人、産婦検診 延べ281件

- ・乳幼児健診は、乳幼児の発達・発育の確認、早期支援、生活習慣病の 予防等を目的に実施
- ・令和5年1月から出産・子育て応援交付金事業に取り組み、妊娠期か らの切れ目ない支援の充実を図ることができた。
- ●母性保護(*用語解説 P.43 参照)のための情報提供
- ・母子健康手帳アプリを通じた子育て支援情報:ユーザー登録 349 人
- ●訪問指導による母親への支援と父親の育児参画促進
- ・「雲南市子育てハンドブック」の作成と活用及び R2 年度に作成した | 健康推進課 「お父さんのための育児ガイド」を活用した父親の育児参加の促進
- ・妊娠届、出生届、訪問指導時の母親への支援と父親への意識啓発
- ●在住外国人向け母子保健情報の提供、個別支援
- ・必要に応じ外国語版の母子健康手帳、予防接種予診票の発行

健康推進課

健康推進課

|施策9|ライフステージ(*用語解説 P.43 参照)に応じた身体・こころの健 康支援と相談体制の充実

- ●身体・こころの変化に女性、男性ともに理解を深められる啓発チラシ の作成、講座・講演会の開催
- ・気づく・つなぐゲートキーパー (*用語解説 P.43 参照) 養成研修 3 回・ │健康づくり政策課 スキルアップ研修(保健師 2 名受講)、心のサポーター養成研修(保健 師9名受講)

・「望まない受動喫煙」について市報で啓発。禁煙外来の周知

・幼児から高齢者への運動プログラムの実践、運動指導の取組 「子育て応援ストレッチ (*用語解説 P.44 参照) | のリーフレットを増刷 | 所うんなん し、市内外の病院や公共施設に配架し普及啓発。子育て支援センターに おいての直接指導や母子保健推進員に協力を依頼。

身体教育医学研究

・特に女性が活躍されている地域運動指導員の取組を継続

施策 10 性に配慮した的確な医療や健康診査の機会の充実

●性差に応じたがん検診の推進

- ・土日検診、個別検診の委託医療機関拡充により受診しやすい環境づく|保健医療介護連携室 りの推進に努め、20歳代及び30歳代の女性のがん検診受診が増えた。
- ・節目年齢対象に無料クーポン券の配布。未受診者に対し個別受診勧奨
- ・がん検診の推進 受診数:子宮頸がん検診 938 人、乳がん検診 672 人 精密検査未受診者には個別受診勧奨を実施

目標達成に 向けた課題 等

・幼児期のジェンダー教育、性教育について専門的な研修が必要。性の 子ども政策課 多様性や個性の受入れなどについて保護者への啓発も必要

- ・性の多様性に係る実践事例を収集し、学校間で共有する。
- ・母性保護のための情報提供と父親の育児参画についての啓発
- ・地域ぐるみで進める自死予防対策の推進
- ・身体活動の不足(不活動)対策の情報発信と自然に健康づくり、疾病 予防ができる仕組みや環境づくりに取り組む必要がある。
- ・検診のウェブ予約をさらに拡充するなど予約方法を工夫しながら受診 率を向上させる。
- ・ブレストアウェアネス(乳房を意識する習慣)の啓発を検討

(保・幼・こ) 学校教育課 健康推進課 健康づくり政策課 身体教育医学研究 所うんなん 保健医療介護連携室

基本課題 Ⅱ-	1. あらゆる暴力の根絶と被害者への支援	
令和4年度	施策 11 「雲南市DV対策基本計画」に基づく啓発と推進	所管課
の実施状況	●周知媒体を利用した意識啓発	
(主な取組	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせ、ラメールで「パー	男女共同参画センター
を抜粋して	プルライトアップ」を実施	
掲載)	・市報、告知放送、フェイスブックでの啓発	
	・デート DV(*用語解説 P.44 参照)等防止リーフレットの配布	
	・女性相談カードの配布	
	母子手帳交付時(英語版あり)、二十歳の集い等	
	・周知媒体を妊産婦に配布	健康推進課
	施策 12 D V 等の被害者の支援と防止対策の推進	
	●関係機関との支援内容の把握と連携	
	・「女性相談窓口」として相談を受け、関係機関と連携し支援	男女共同参画センター
	相談延件数:181件 相談実人数:53人	
	・民生委員・児童委員の方には、住民の身近な相談者として相談を受	健康福祉総務課
	けていただき関係機関へつないだ。	
	●DV・デートDV防止に対する正しい認識の普及と啓発	
	・中学3年生を対象にデート DV 防止講座の開催(6校)	男女共同参画センター
	・地域での DV 防止セミナーの開催(海潮地区振興会との共催)	
	●県、市等の関係機関との連携により、速やかな被害者の安全確保、	
	適切な情報提供と早期の自立支援促進	
	・住民基本台帳の閲覧制限、住民票の交付制限等の支援措置	市民生活課
	・DV 被害者に対し、国保、年金、児童手当、医療等の手続きの支援	
	・各部局が連携し DV 被害者等の保護支援を行うことができた。	
	●関係機関との担当者連絡会議の開催	
	・女性に対する暴力対策関係機関連絡会(県主催 雲南圏域で開催)	男女共同参画センター
	・女性に対する暴力対策関係部局庁内連絡会の開催	
	●専門的・総合的な相談支援機能の充実	
	・女性弁護士相談の開催(年4回 相談者総数:16人)	男女共同参画センター
	●担当職員及び相談員の資質向上	
	・研修会等へ積極的に参加	男女共同参画センター
	●公営住宅の安定確保と優先入居の促進	
	・DV 被害世帯は入居者選考基準に位置付けている。(実績なし)	建築住宅課
	施策 13 性犯罪防止対策の推進	
	●LED防犯灯の整備支援、関係機関と連携した防犯カメラの設置	

防災安全課

・自治会等による LED 防犯灯の新設・更新を支援

(支援件数 91 件、整備箇所数 142 か所)

- ・経年劣化した防犯カメラの更新(7か所)
- ●通学路や公園等における防犯・安全対策の強化
- ・歩道整備工事(2路線)を通学路安全対策として実施
- ・公園内に死角ができないよう植生等の刈り取り、公園灯の照度確保
- ・関係機関(国県・警察・庁内部局)による「通学路安全推進会議」 を開催し各機関で役割分担し対策を実施

建設工務課 都市計画課 学校教育課

|施策 14||ハラスメント (*用語解説 P44 参照) の相談体制と防止対策の推 進

- ●ハラスメント防止に対する個々の意識を高めるための情報提供や 研修会の実施
- ・地域自主組織職員を対象としたハラスメント防止研修とハラスメン トアンケートの実施
- ・ハラスメント防止寸劇の制作(県男女共同参画サポーター主催) ※寸劇を収録し市公式ユーチューブチャンネルへ投稿

●予防啓発及び防止活動の強化

・すべての地域自主組織でハラスメント防止宣言。ハラスメントに関 | 地域振興課 する相談窓口、苦情対応の仕組みを整備し運用

地域振興課 男女共同参画センター 男女共同参画センター

|施策 15 |児童・高齢者・障がいのある人への虐待防止と対策の強化

- ●関係機関との支援内容の把握と連携
- ・民生委員・児童委員の方には、住民の身近な相談者として相談を受 │ 健康福祉総務課 けていただき関係機関へつないだ。

・養護者による高齢者虐待(通報6件、虐待認定3件)については、 分離等の対応

≪保育所(園)・認定こども園・幼稚園での取組≫

- ・職員間での情報共有を図り、関係機関(子ども家庭支援課、子ども 政策課、児童相談所等)との連携強化
- ●関係機関の担当者連絡会議の開催
- ・「雲南市高齢者虐待防止対策推進協議会」の開催(書面会議)

・要保護児童地域対策協議会総会及び研修会の開催

長寿障がい福祉課 子ども家庭支援課

- ●現場に重点を置いたケーススタディの実施
- ・県高齢者虐待専門職チームによる「高齢者虐待事例検討会」(1回) | 長寿障がい福祉課

●相談窓口の周知と相談体制の充実

- ・高齢者虐待の相談窓口として、地域包括支援センターと長寿障がい | 長寿障がい福祉課 福祉課が連携して対応(相談実人数:6人)
- ・「市障がい者虐待防止センター」で相談対応(相談実件数:1件)
- ・「児童相談窓口」として、児童虐待防止相談に対応

≪保育所(園)・認定こども園・幼稚園での取組≫

・登降園時、個人面談、連絡帳等を活用し保護者との信頼関係の構築

長寿障がい福祉課

子ども政策課

子ども家庭支援課 子ども政策課

に努め些細なことでも気軽にいつでも相談できる体制をとっている。

●担当職員及び相談員の資質向上

・民生委員や市内福祉施設職員を対象に高齢者虐待の実態や防止に向|長寿障がい福祉課 けた研修の実施

・児童相談アドバイザーを設置し、職員の専門性向上を図っている。 ≪保育所(園)・認定こども園・幼稚園での取組≫

子ども家庭支援課

・「教職者・保育従事者のための児童虐待対応の手引き」による研修

子ども政策課

●予防啓発及び未然防止の取組の強化

・高齢者虐待の防止パンフレット、市報等により市民や関係機関への | 長寿障がい福祉課 普及啓発

・児童虐待防止月間(11月)において、懸垂幕の掲示、市報・CATV 子ども家庭支援課 等への記事掲載、パネル展示、街頭活動等による啓発

- ・保護者へ児童虐待に関するチラシを配布し予防啓発
- ・保護者、教職員、関係機関等を対象にヤングケアラー研修会の実施
- ・関係機関との連携により児童虐待の未然防止に取り組む。
- ・幼・保・こ・小・中へ「虐待対応マニュアル」の配布、全教職員等 | 学校教育課
- へ「教職員・保育従事者のための児童虐待対応手引き」の配布
- ≪保育所(園)・認定こども園・幼稚園での取組≫
- ・ポスター掲示、チラシ配布による予防啓発
- ・着替えや身体測定時などに、身体・衣類・持ち物の様子を観察して 虐待の兆候がないか確認している。

子ども政策課

目標達成に 向けた課題 等

- ・女性相談カードの配布の機会、設置場所の拡大を検討
- ・デート DV 防止について、市内高等学校で今後取り組む予定
- ・ハラスメント防止寸劇の活用方法を検討
- ・ハラスメント対策は今後も研修機会を設け継続的に取り組む。
- ・今後、防犯カメラ整備方針の検討が必要
- ・虐待について、民法等の改正などわかりやすく具体的に周知する必 | 子ども家庭支援課 要がある。

男女共同参画センター

・要保護児童対策地域協議会に係る複雑な困難ケースに対応するため 職員の研修が必要

地域振興課 防災安全課

- ・保育者のコミュニケーションスキルを向上させる研修が必要
- ・虐待の兆候を見抜く職員のスキルアップ研修が必要
- ・自分から発信しにくい保護者に対してこまめにコミュニケーション をとり信頼関係を築く必要がある。
- ・情報の取り扱いを(職員とどこまで情報共有するか)より慎重にす る必要がある。

子ども政策課 (保・幼・こ) 基本目標Ⅲ. 女性が参画しやすい体制をつくり、ものごとの企画や決定に男女ともに関わることができる環境の 整備

基本課題 Ⅲ-1. 政策・方針決定過程への男女共同参画推進

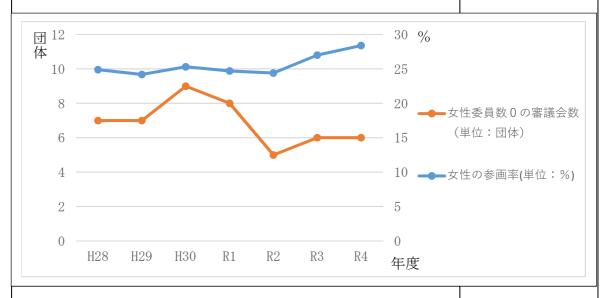
令和4年度 の実施状況 (主な取組 を抜粋して 掲載)

施策 16 審議会等への女性の参画促進

- ●女性参画の理解と取組の促進(男女いずれかの委員数が、委員総数 の 40%)
- ・男女共同参画推進本部会議及び連絡会議において部局内での周知及 び参画率の向上に向けた取組を呼びかけ
 - ①審議会等への女性の参画率 28.4%↑
 - ②女性の委員がいない審議会 6審議会(48審議会中)
- ・「審議会等への女性登用ガイドライン」に基づき、事前協議を実施 9審議会

男女共同参画センター

所管課



施策 17 各種団体における女性の登用促進

- ●女性参画の重要性と理解を深めるための啓発
- ・地域自主組織向け、男女共同参画の視点に立った避難所運営研修 ~トイレ編~を実施
 - ①地域自主組織役職員 3回に分けて実施、②鍋山地区女性部

男女共同参画センター 地域振興課

施策 18 女性の人材育成の推進

- ●女性人材登録リストの整備と活用
- ・島根県女性人材リストへの登録推薦者を各部局に照会
- ・審議会等への女性登用に向け、事前協議で女性人材リストの活用を 紹介

男女共同参画センター

目標達成に 向けた課題 等

- ・地域自主組織への男女共同参画に関する研修は、毎年行い積極的に 取り組んでいく。
- ・政策、方針決定過程への女性登用のためには、女性人材リストは重要であり整備に努める。

甲七廿同名両よいな

地域振興課

男女共同参画センター 商工振興課

基本課題 Ⅳ-1. 家庭生活での男女共同参画の促進

の実施状況 (主な取組 を抜粋して 掲載)

令和4年度 | 施策19 家庭生活における男女共同参画意識の啓発

- ●男女共同参画を推進するための学習会や講座等の実施
- ・「おとう飯 始めよう」キャンペーン事業の実施【再掲】
- ●「男女共同参画都市宣言文」の内容の啓発と意識啓発のためのツー ル作成、利用

・地区計画作成の際のアンケート調査は、地域内の中学生以上全員を│地域振興課 対象。調査結果を踏まえた話し合いでは女性、若者の意見が取り入れ られる協議の場を推奨

所管課

男女共同参画センター

|施策 20 |多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の支援

- ●子育て支援サービスや介護サービスについての情報提供
- ・子ども医療費助成制度で中学生まで医療費を無料化
- ・「高齢者福祉ハンドブック」「みんなのあんしん介護保険」の配布、 市報により制度等の周知。(制度改正等により改訂を行っている。)
- ・子育てポータルサイト「ゆっくり、子育て。雲南市」、市ホームペ | 子ども政策課 ージ、市報を活用した子育て支援に関する制度やサービスの情報提 | 広報広聴課 供。また、子育て支援センター・園開放・園庭開放の情報を毎月掲載
- ・保育料の土曜減免(2 割軽減)、第 3 子以降保育料の無料化(18 歳 | 子ども政策課 未満の児童が3人以上いる世帯)を実施
- ・3歳以上児の副食費を無償化(雲南市独自)
- ・生後2か月~5か月の第一子と母親を対象に赤ちゃんとの関わり方 | 子ども家庭支援課 や子どもの心身の発達についての講座を開催(親子の絆づくり教室) 年間 4 クール(1 クールに 4 回開催。1 クールの定員は 5~10 組)開 催予定のところ R4 年度は3クール開催で参加総数は親子20組
- ・子育てに役立つ情報をまとめた「子育て応援ガイドブック」の改訂 版を作成し配布。ホームページ上にも掲載
- ・市営住宅における子育て世帯への家賃減額措置(11 世帯) 定住促進住宅(木次東団地、加茂中団地) 特定公共賃貸住宅(瑞光団地、下郡団地)

○新規入居する世帯のうち、夫婦のいずれか40歳未満の世帯また は中学生までの子どもがいる世帯の家賃を5,000円減額

(木次東・加茂中団地)…中学生までの子ども一人につき 5,000 円減額(上限3人15,000円)

(瑞光・下郡団地)…中学生までの子ども一人につき 10,000 円減 額(上限3人30,000円)

- ●認知症サポーター育成と地域で高齢者支援を担う意識啓発の推進
- ・認知症キャラバンメイトや社協と連携して認知症サポーター養成講 座を開催し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を実施。

市民生活課 |長寿障がい福祉課

建築住宅課

保健医療介護連携室

(7回開催、118人参加↑)

- ・認知症サポーター数:9,967 人(R4 年度)、認知症キャラバンメイ ト(所定の研修を終了し全国キャラバンメイト連絡協議会への登録が 必要)数:活動登録のある人 107 人(R4 年度)
- ・認知症キャラバンメイトに対し、ステップアップ講座を開催(参加 者 15 名)
- ・ステップアップ修了者のうちボランティア活動に同意された 11 名 が、オレンジサークル (*用語解説 P.45 参照) として認知症カフェでの 話し相手や見守り支援などを行う活動を開始した。
- ●日常生活に役立つ男性対象の実践的講座の開催
- ・「両親(父親)セミナー」の開催【再掲】

●地域での子育て支援の充実

- ・放課後児童クラブは全 15 小学校区中 10 小学校区の 11 か所で実施
- ・放課後児童クラブへの移送体制 西日登小(平成29年4月~)

鍋山小、田井小(平成30年4月~)

吉田小(平成31年4月~)

●利用者のニーズ把握と支援

- ・特別養護老人ホームへの入所申し込み実態調査を実施(年1回)し、 長寿障がい福祉課 待機者の状況把握
- ・市営住宅の環境整備 住戸トイレの手すり設置、共用部照明設備の LED 化(西の原団地)
- ●相談窓口の周知と相談体制の充実
- ・地域包括支援センターを高齢者の総合相談窓口として周知するとと│保健医療介護連携室 もに、連携して相談支援を実施
- ・子育ての総合相談窓口として子ども家庭支援センター「すワン」(* | 子ども家庭支援課 用語解説 P.45 参照) で相談を受け、関係機関と連携して相談に対応(相 談件数:406件)
- ・すべてのライフステージ(その時々に過ごす環境や状況、場面)に おいてスムーズな支援の引継ぎができるよう移行支援の充実に取り 組み、医療機関等様々な関係機関との連携を深める取組を進めた。
- ●認定こども園への移行促進と特別保育の拡充
- ・認定こども園へ移行済施設

幼保連携型認定こども園・・木次こども園

幼稚園型認定こども園・・大東こども園、海潮こども園、斐伊こ ども園、三刀屋こども園、西こども園

保育所型認定こども園・・吉田保育所、田井保育所、掛合保育所 加茂こども園

- ・企業主導型保育施設ニチイキッズ雲南保育所(令和元年7月~)
- ・病児保育、病後児保育(*用語解説 P.45 参照)事業の実施

男女共同参画センター

子ども政策課

建築住宅課

子ども政策課

	だいとう病児・病後児保育室つくし(病児は平成30年4月~) みとや病後児保育室たんぽぽ 掛合保育所病後児保育室 加茂こども園病後児保育室	
目標達成に	・「おとう飯 始めよう」キャンペーンを市内各地で展開し、家庭での	男女共同参画センター
向けた課題	男女共同参画の推進を加速する。	
等	・一人一人を対象とする住民アンケートの手法は女性の意見も反映し	地域振興課
	やすく地域自主組織で定着してきた。	
	・医療費無料化は保護者の経済的負担を軽減し、子どもの疾病の早期	市民生活課
	発見早期治療につなげられる一方緊急性のない軽症患者が自己都合	
	で緊急外来を受診する可能性もあり、適正な利用について啓発も必要	
	・地域包括支援センターのさらなる周知と関係機関とのネットワーク	保健医療介護連携室
	構築で相談支援体制の強化が必要	
	・認知症サポーターへのステップアップ講座を継続して開催し、地域	
	での見守りや生活の困りごと相談を支援する。	
	・市ホームページ、子育てポータルサイトなどインターネットによる	子ども政策課
	情報発信を強化する必要がある。	
	・「親子の絆づくり教室」は、母親同士がつながり相談や学びあう関係	子ども家庭支援課
	づくりができ、育児ストレスの軽減が図れるので、広く参加してもら	
	うよう参加しやすい方法などを検討する必要がある。	

基本目標IV. 男女が互いの個性や能力を認め合い、支えあう家庭・地域・職場・学校づくり

基本課題 Ⅳ-2. ワーク・ライフ・バランスの推進

令和4年度	施策 21 ワーク・ライフ・バランス(* 用語解説 P.45 参照)についての理	所管課
の実施状況	解と定着	
(主な取組	●ワーク・ライフ・バランスの必要性と意識啓発	
を抜粋して	●ワーク・ライフ・バランスへの転換を促すための情報提供	
掲載)	・市内事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスの理解と促進を図るた	商工振興課
	め、関係機関からの啓発物を配布するなどの情報提供	
	●育児・介護などの休業制度に関する情報提供	
	・市報において、子育て支援サービスなどの情報提供	広報広聴課
	施策 22 各休業制度の取得促進	
	●休業制度等に関する情報提供	
	・市内事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスの理解と促進を図るた	商工振興課
	め、関係機関からの啓発物を配布するなどの情報提供	

目標達成に	・引き続き情報提供に努める。	商工振興課
向けた課題		
等		

基本目標IV. 男女が互いの個性や能力を認め合い、支えあう家庭・地域・職場・学校づくり

基本課題 Ⅳ-3. 地域における男女の均等な機会と参画促進

令和4年度 の実施状況 (主な取組 を抜粋して 掲載)

令和4年度 | 施策23 地域における男女共同参画の促進

●市民団体等の活動への支援と市民の積極的参画促進

(主な取組 ・地域自主組織での住民アンケート調査は、中学生以上全員を対象。地を抜粋して 区計画策定には女性・若者の意見が取り入れられるよう推奨。【再掲】

●地域課題に対応した研修会の開催と支援

・地域自主組織に向け、男女共同参画の視点に立った避難所運営研修を実施【再掲】

●ユニバーサルデザインの視点に立った「まちづくり」の推進

・交流センターの施設整備計画にユニバーサルデザインを掲げている。 幡屋交流センター整備に向けた基本計画策定においては、検討委員会へ の参画やアンケート実施などにより女性・若者の意見を反映した。

・島根県ひとにやさしいまちづくり条例 (*用語解説 P.45 参照) を順守し、 建築物の新築等に対し整備基準を満たすよう指導 (民間建築物実績:0 件)

施策 24 防災分野における男女共同参画の推進

- ●男女共同参画の視点による「雲南市地域防災計画」や災害対応マニュ アルなど方針決定への女性参画拡大及び意見反映
- ・協議会等への女性委員登用 雲南市防災会議(委員数 34 名中女性 5 名) 雲南市原子力発電所環境安全対策協議会(委員数 35 名中女性 3 名)
- ・女性消防団員の入団促進を図り 28 人までの増員を計画 (R4 年度: 20 人)
- ・女性・自治会等防火クラブ:227 クラブ、会員数 7,038 人
- ●自主防災組織等に対する男女共同参画の視点を活かした講習会の実 施
- ・「男女共同参画の視点に立った避難所運営~トイレ編~」の開催 【再掲】

男女共同参画センター 防災安全課

施策 25 女性の視点を活かした観光分野の推進

- ●企画・運営・情報発信など女性の視点を活かした活動への支援
- ・第2期雲南市観光振興計画の観光マーケティング会議で、観光の現状 観光振興課 や「道の駅活性化ビジョン」について、委員7名中女性3名で意見交換

地域振興課

地域振興課

所管課

地域振興課

建築住宅課

防災安全課

	実施。観光振興会議では委員7名中女性1名で計画進行状況を確認。	
	施策 26男女がともに取り組む環境対策の推進	
	●男女がともに参画できる環境問題への取組	
	・雲南市環境審議会の開催(女性委員2名)	環境政策課
	・雲南市環境会議(市民・事業者・行政の連携)を実施し、男女を問	· 块壳以水床
	わず多くの市民に環境問題への取組を啓発(7回開催)	
	●地域環境対策等の情報、取組事例の発信、情報交換や交流の場の提	
	<u>供</u>	理控办空部
	・クールビズ等による温暖化防止対策の促進 ・「環境月間 「環境の日 の行事の取組	環境政策課
	・「環境美化活動の日」の実施	
	・夏季エコスタイル運動の実施	
	施策 27 地域活動に取り組む団体方針決定過程への女性の参画促進	
	<u> </u>	
	・地域自主組織に向け、男女共同参画の視点に立った避難所運営研修を	地域振興課
	・地域日王組織に同り、男女共同参画の祝点に立った <u></u> 世籍所建呂伽修を 実施【再掲】	地域派樂林
	・地域自主組織での住民アンケート調査は、中学生以上全員を対象。地	
	区計画策定には女性・若者の意見が取り入れられるよう推奨。【再掲】	
	と計画	
 目標達成に	・男女共同参画に関する研修は毎年行い、継続的に取り組む必要がある	地域振興課
向けた課題	・地域防災計画に女性の視点での内容を引き続き盛り込んでいく。	防災安全課
等	・地域自主組織を中核とした自主防災組織へ女性が参画しやすい環境づ	
	くりに努める。	
	・男女を問わず、みんなで関われる環境問題への取組を継続して行って	環境政策課
	√ > ⟨ ∘	

基本目標IV. 男女が互いの個性や能力を認め合い、支えあう家庭・地域・職場・学校づくり

基本課題 IV-4. 労働の場(職場)における男女共同参画の確立

令和4年度	施策 28 ポジティブ・アクション(積極的改善措置)(*用語解説 P.46 参	所管課
の実施状況	照)の推進	
(主な取組	●男女労働者の格差解消に向けたポジティブ・アクションの推進	
を抜粋して	・国県からのポスターの掲示、啓発資料を事業所配布し、男女の格差解	商工振興課
掲載)	消を働きかけた。	
	施策 29 職場における男女共同参画に関する啓発と支援	
	●国・県・市の両立支援事業、研修等に係る情報提供	

・市内事業所へ県事業等の情報提供

●ワーク・ライフ・バランス等の啓発

・市内事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスの啓発物配布

●男女共同参画の視点を取り入れた講演・研修の促進

・市内事業所に男女共同参画の視点に立った職場環境改善の啓発

・企業チャレンジの取組として女性や若者の就業支援に向けたウェブマ

ーケティングを学べる e ラーニング講座を実施

・地域自主組織職員を対象にハラスメント防止対策の研修会及びアンケー

ートの実施【再掲】

●女性のキャリア形成に係る職業能力開発支援と情報提供

・女性のスキルアップセミナーの開催(しまね女性センターと共催)

・スペシャルチャレンジ事業において女性の起業を支援

●相談窓口の周知

・地域自主組織において、ハラスメントに関する相談窓口、苦情対応の 仕組みを整備し運用【再掲】

|施策 30 |入札参加資格者要件に係る男女共同参画の推進

●入札参加資格者要件の周知

・総合評価落札方式について、男女共同参画に関する項目(育児休業・| 管財課 介護休暇等の制度あり)を地域貢献等の加点対象としている。(総合評価 方式で3件発注し評価項目で加点)

|施策 31 |事業所の男女共同参画実態調査の実施・結果の共有

●事業所実態調査の実施

・令和 3 年経済センサス(*用語解説 P.46 参照)(5 年に 1 回)では、女 | 商工振興課 性従業者割合 44.6%

●結果の共有と施策への反映

・市内事業所へ男女共同参画の視点に立った職場環境改善に取り組んで | 男女共同参画センター もらうよう啓発するため、事前に関係部局との協議、社会保険労務士へ の相談、県補助金活用事業所との意見交換等を実施した。

目標達成に 向けた課題

等

・引き続き女性が働きやすい環境づくりに向けた具体的な対策を検討し ていく必要がある。

・職場におけるハラスメント対策は今後も毎年継続的に取り組んで行く 必要がある。

・市内の大半を占める小規模事業所の実情に合致した女性の労働環境や 地位向上に向けた意識啓発の取組を実施する必要がある。

男女共同参画センター

商工振興課

男女共同参画センター 政策推進課

地域振興課

男女共同参画センター 政策推進課

地域振興課

政策推進課

地域振興課

男女共同参画センター

基本課題 Ⅳ-5. 商工・農林・水産業等における男女共同参画の推進

令和4年度	施策 32 男女に均等な雇用環境の整備	所管課
の実施状況	●固定的性別役割分担意識解消の推進	
(主な取組	・市内事業所の採用担当者を対象に公正採用選考推進セミナー開催	人権センター
を抜粋して	(公共職業安定所共催)	
掲載)	●ハラスメントの予防啓発	
	・研修会等の機会を設けることはできなかったが、相談窓口やハラスメ	商工振興課
	ントの予防啓発などの周知を行った。	
	施策 33 各種団体への女性の参画促進	
	●意思決定の場への女性の参画促進と各種団体への啓発	
	・学校給食野菜生産グループへの女性会員入会の呼びかけを行い、積極	農政課
	的な女性の参加がみられ活発な活動が展開	
	施策 34U I ターン者の起業や女性生産活動グループの支援	
	●起業を望む女性やUIターン者に対する情報提供及びグループの活	
	動支援	
	・女性会員が主体となる「奥出雲産直振興推進協議会」での地産地消、	農政課
	地産都消の取組に対する継続的支援	
	●女性の経営参画の推進	
	・起業等に関する個別相談や起業を目指す方に対する支援(起業 25 件)	商工振興課
目標達成に	・女性の積極的な生産活動があり、中山間地域の女性を中心とする高齢	農政課
向けた課題	農家が生きがいを持ち、地域を活性化させているモデルとして高く評価	
等	されているが、次世代の担い手育成や労働環境について女性の視点での	
	改善など課題がある。	

基本目標IV. 男女が互いの個性や能力を認め合い、支えあう家庭・地域・職場・学校づくり

基本課題 IV-6. 学校等における男女共同参画の推進

令和4年度	施策 35 教職員等に対する研修	所管課
の実施状況	●男女平等の視点に基づいた保育所 (園)・認定こども園・幼稚園・学校	
(主な取組	の運営	
を抜粋して	・学校及び教育委員会事務局に相談員を配置	学校教育課
掲載)	≪保育所(園)・認定こども園・幼稚園での取組≫	子ども政策課
	・市が主催する男女平等に関する研修を受講	
	・SDG s 目標 5 「ジェンダー平等を実現しよう」についての研修実施	
	●ジェンダーにとらわれない教育、保育の実施	

≪保育所(園)・認定こども園・幼稚園での取組≫

子ども政策課

- ・ジェンダー/人権に配慮した自尊感情を育む教育・保育を実施するた めの幼保こ職員研修会を受講
- ●教職員・保育者・保護者への研修や意識啓発の充実

≪保育所(園)・認定こども園・幼稚園での取組≫

- ・人権擁護のセルフチェックリストを活用し、自らの保育の振り返り ≪小中学校での取組≫
- ・セクハラ・パワハラ研修の実施
- ・保護者対象に「親学プログラム」(*用語解説 P.46 参照)を 4 回実施 小学校 2、中学校 1、保育所 1 参加者:保護者 121 名、教職員 9 名

子ども政策課

学校教育課

|施策 36 |幼児・児童・生徒に対する発達段階に応じた指導

- ●キャリア教育推進プログラム(「夢」発見プログラム(*用語解説 P.46 参照))の充実
- ・小中学生を対象に、「食育」の取組として食についての健康教室の実施 | 健康推進課 及び食生活改善推進協議会による調理実習の実施

(おやこの食育教室など)

≪保育所(園)・認定こども園・幼稚園での取組≫

- ・『夢』発見プログラムの認識を深めるため、幼・こ合同で幼稚園教育の PR 展示を開催
- ・幼小連携・接続の推進に取り組んだ。
- ●「人権」「性」「健康」に関する意識啓発
- ・子どもの心を育てることを目的にブックスタート事業により、すべて │ 健康推進課 の子どもに絵本を手渡し、読み聞かせの大切さを伝えた。
- ・減メディア (スマートフォン等) について掲示物による啓発などを行 い、親子の触れ合い遊びを促進するためのリーフレットを母子保健推進 員の訪問の際に手渡している。
- ・0 歳児から小学校低学年までの発達段階に応じた運動遊びを心と体の | 子ども政策課 両面から体系的にまとめた「雲南市幼児期運動プログラム(実践編) | を活用した保育士等への研修の実施及び保育での実践
- ≪保育所(園)・認定こども園・幼稚園での取組≫
- ・年齢に応じた食育や保健指導による意識啓発
- ・絵本の活用、花や野菜の栽培、生き物との触れ合いを通した人権学習 ≪小中学校での取組≫
- ・各小中学校において男女共同参画に関する学習
 - ①小学校での取組
 - ○家庭科:家庭生活と仕事…互いに協力・分担することの理解
 - ○特別の教科「道徳」:友情・信頼…異性への理解
 - ○特別活動:学級活動…互いの良さを見つけ違いを尊重し合う等
 - ②中学校での取組

子ども政策課

学校教育課

○社会科:公民的分野~私たちと現代社会…両性の本質的平等 ○技術家庭科:家族・家庭生活…互いの立場や役割の理解と協力 ○特別の教科「道徳」:友情・信頼…異性についての理解 ○特別活動:学級活動…充実した生活づくりへの参画 ・多くの学校で県助産師会による性の学習「バースデープロジェクト」を実施 ●「絵本の読み語り(日本語及び外国語)」による意識啓発 ・県男女共同参画サポーターを中心にオリジナル絵本の読み語りとお話|男女共同参画センター し(小学校8、こども園1、保育所1)【再掲】 ≪保育所(園)・認定こども園・幼稚園での取組≫ 子ども政策課 ・保護者や地域ボランティアによる絵本の読み語り(一部では外国語も) ●デートDV防止に関する正しい認識の普及と啓発(出前講座の実施 等) ・中学3年生を対象としたデート DV 防止講座の開催(6校)【再掲】 男女共同参画センター ●発達段階に応じた性教育の推進 ≪保育所(園)・認定こども園・幼稚園での取組≫ 子ども政策課 ・誕生会や保健指導を通じて人権・性教育を実施 ・発達段階に応じ身体のしくみや扱い方等を指導 ●「お弁当の日」の取組による男女共同参画意識の育成 ≪保育所(園)・認定こども園・幼稚園での取組≫ 子ども政策課 ・年齢に応じた「お弁当の日」の取組。お弁当を作ってくれた人へ感謝 の気持ちを伝える。 ≪小中学校での取組≫ 学校教育課 ・学校における「お弁当の日」の実施 |施策 37 |学校評議員·PTA等女性役員登用への積極的な推進 ●学校評議員、PTA等の役員に女性の参画促進を働きかけていく ・学校評議員への積極的な女性登用について校長協議会等で働きかけ 学校教育課 学校評議員における女性の割合 33.8%↑ (65 人中 22 人) 目標達成に ・ハラスメントのない環境づくり、または早期発見のため、引き続き研 | 学校教育課 向けた課題 修による意識啓発や防止への働きかけを行う。 ・研修に参加しやすい環境の整備が必要 築 子ども政策課 ・研修内容を園内で話し合い、職員で共有し、人権感覚を深めていく必 (保・幼・こ) 要がある。 ・保護者にも人権、健康、生活習慣に関する啓発を行い、園と家庭が連 携して取り組む必要がある。 ・若年世代を対象にデート DV 防止講座を開催することで、将来の被害 男女共同参画センター 防止啓発につながる。今後、市内高等学校で取り組む予定。 ・学校評議員について、女性の参画の少ない学校に対し、引き続き個別 学校教育課

に働きかけを行っていく。

基本課題 V-1. 高齢者、障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備

令和4年度 の実施状況 (主な取組 を抜粋して 掲載)

令和4年度 | 施策38 | 高齢者の自立した生活に対する支援や相談支援の充実

●地域での消費者被害や犯罪に対する予防啓発

・雲南地域の警察・3市町でSOSネットワーク配信訓練を実施。認知症 サポーター養成講座等を活用して新規協力会員募集

●ユニバーサルデザインの視点に立った「まちづくり」の推進

・島根県ひとにやさしいまちづくり条例を順守し、建築物の新築等に対し整備基準を満たすよう指導(民間建築物実績:0件)【再掲】

・市営住宅の環境整備(高齢者等配慮対策)三刀屋第2団地 1棟4戸建設

●生涯学習、地域活動の場の提供

・地域福祉の運営力を高めるため地域自主組織へ活動資金、人的資金、 活動拠点施設の提供、人的支援などを行っている。

●一人暮らし世帯に配慮した支援、見守り

・独居及び高齢者のみの世帯への民生委員・児童委員等による声かけ訪問

・配食サービスを提供する社会福祉法人や地域自主組織への支援

・高齢者のみの世帯等への緊急通報システム設置や利用料助成

●介護予防事業の実施

・うんなん幸雲体操、認知症予防教室など各種介護予防事業の実施 うんなん幸雲体操グループ 新設:4 グループ 59 人 (市内全体 72 グループ 871 人)

●養護者に対する情報提供と支援

・認知症地域支援推進員 (*用語解説 P.47 参照) や認知症初期集中支援チーム (*用語解説 P.47 参照) による認知症の方と家族への相談支援を実施。またオレンジカフェうんなん (認知症カフェ) を開催

●相談体制の充実

- ・民生委員・児童委員への研修等による相談体制の充実
- ・養護者による高齢者虐待の相談は、令和元年度から業務委託している 地域包括支援センターと長寿障がい福祉課が連携して対応(施設従事者 による高齢者虐待は長寿障がい福祉課が対応)

・「高齢者福祉ハンドブック」「障がい者福祉ハンドブック」を相談対 応に活用。関係機関へ配布し情報提供、サービス提供の調整に活用

施策 39 障がいのある人の自立した生活に対する支援や相談支援の充実

●ユニバーサルデザインの視点に立った「まちづくり」の推進

・交流センターの施設整備計画にユニバーサルデザインを掲げている。 幡屋交流センター整備に向けた基本計画策定においては、検討委員会への参画やアンケート実施などにより女性・若者の意見を反映した。【再掲】 所管課

保健医療介護連携室

建築住宅課

地域振興課

健康福祉総務課

長寿障がい福祉課

保健医療介護連携室

保健医療介護連携室

健康福祉総務課 長寿障がい福祉課

地域振興課

	・島根県ひとにやさしいまちづくり条例を順守し、建築物の新築等に対	建築住宅課			
	し整備基準を満たすよう指導(民間建築物実績:0 件)【再掲】				
	・市営住宅の環境整備(高齢者等配慮対策)				
	三刀屋第2団地 1棟4戸建設 【再掲】				
	●養護者に対する情報提供と支援				
	・障がい者団体の活動支援(身障者協会、手をつなぐ育成会、家族会)	長寿障がい福祉課			
	●相談体制の充実				
	・民生委員・児童委員、主任児童委員の研修等による相談体制の充実	健康福祉総務課			
	・障がい者やその家族の相談支援を実施し、サービス利用計画を作成し	長寿障がい福祉課			
	定期的なモニタリングを実施				
	・障がい者の一般就労や福祉的就労につなげる支援の実施				
	・相談は、本庁、総合センターのほか委託相談支援事業所(7 法人、7 事				
	業所) において対応 (相談延べ件数:14,625件)				
目標達成に	・地域で創意工夫した主体的な活動が各地でみられる。地域福祉関係は	地域振興課			
向けた課題	引き続き重要な柱として推進していく必要がある。				
等	・高齢者への配食サービスは普通食のみであるが、減塩食、きざみ、と	長寿障がい福祉課			
	ろみ等の食事の提供を検討する必要がある。				
	・介護サービス事業所では人材不足が深刻化しており早急な対策が必要				
	・障がい者相談支援の質の向上や障がい福祉の相談先としての基幹相談				
	支援センターの周知が必要				
	・健診未受診の方など健康状態が把握できない高齢者の閉じこもり対策	保健医療介護連携室			
	を検討する必要がある。				

基本目標V. 様々な立場にある男女が安心して暮らせる環境の整備

基本課題 Vー2. 外国人市民が安心して暮らせる環境の整備

令和4年度	施策 40 外国人市民の暮らしやすさに配慮した支援や相談支援の充実	所管課
の実施状況	●外国人との地域社会づくりの推進	
(主な取組	・多文化共生推進プラン(*用語解説 P.47 参照)に基づき、多文化共生推	地域振興課
を抜粋して	進プロジェクトチームで協議し、災害時の注意喚起をやさしい日本語で	
掲載)	伝えることができた。	
	・SNS を活用し、大雨、台風、新型コロナウイルス感染症等に関する注	
	意喚起をやさしい日本語で発信	
	・地域自主組織との連携による災害時の外国人住民への対応に関する研	
	修会の実施。職員向けにやさしい日本語研修会の開催。	
	●相談体制の充実	
	・外国人向けの相談対応を一般社団法人ダイバーシティうんなん toiro	地域振興課
	に委託して実施	

●外国人市民向け母子保健情報の提供、個別支援など相談及び支援体制 の充実 ・女性相談カードの配布(母子手帳交付時:英語版 60 枚) 男女共同参画センター ・市内の小中学校に在籍する特に日本語指導が必要である児童生徒に対 | 学校教育課 し支援員を配置し個に応じた支援 児童生徒数:6名 ・就学前の特に日本語指導が必要である児童に対し、日本の小学校に円 滑に就学できるように支援 児童数:2名 施策 41 多文化共生意識の高揚 ●市民との交流の場をつくり、同じ地域に暮らす外国人や外国文化の周 知と理解を関係機関とともに促進する ・オリジナル絵本「ぴかりん」を児童クラブの利用児童に対し日本語と 男女共同参画センター 中国語により読み語り(ダイバーシティうんなん toiro と共催) ・多文化共生推進プランに基づき、多文化共生推進プロジェクトチーム 地域振興課 で協議し、災害時の注意喚起をやさしい日本語で伝えた。【再掲】 ・SNS を活用し、大雨、台風、新型コロナウイルス感染症等に関する注 意喚起をやさしい日本語で発信【再掲】 ・地域自主組織との連携による災害時の外国人住民への対応に関する研 修会の実施。職員向けにやさしい日本語研修会の開催【再掲】 ・多文化共生推進業務の受託者であるダイバーシティうんなん toiro に より、公共機関を対象にしたやさしい日本語講座や小中学校での多文化 共生に関する授業を実施。 目標達成に ・「女性相談カード」について、やさしい日本語での作成を検討する。 男女共同参画センター 向けた課題 ・多文化共生受託者を中心に民間レベルでの独自事業活動も広がりつつ 地域振興課 あり、地域での多文化共生の普及に連携して対応する必要がある。

基本目標V.様々な立場にある男女が安心して暮らせる環境の整備

・日本語指導等支援にあたる人材不足が課題

基本課題 Vー3. ひとり親家庭等に対する環境整備の推進

等

令和4年度	施策 42 ひとり親家庭等に対する子育て支援や相談体制の充実	所管課
の実施状況	●実態把握とそれぞれの窮状に即したきめ細やかな支援	
(主な取組	・様々な困難を抱える児童を対象に子ども第三の居場所「b&gうんな	キャリア教育政策課
を抜粋して	ん」を運営し、学習支援や生活支援、体験活動等を実施。(定員 15 人に	
掲載)	対し R4 年度末登録者数 14 人)	
	・家庭や学校などの関係機関とのきめ細やかな情報交換。	
	●各種手当、給付金などの情報提供	
	・「就学援助制度」の新入生及び在学生への周知。また、経済的負担軽減	学校教育課
	のため、前年度中に就学費用の支給を実施。令和3年度よりタブレット	

学校教育課

端末にかかるオンライン学習通信費の支給を追加。 ●相談窓口の周知と相談体制の充実 ・子ども家庭支援センター「すワン」(子育ての総合相談窓口)の設置。| 子ども家庭支援課 必要に応じ、母子父子自立支援員が「自立支援プログラムの策定」「高等 職業訓練促進給付金事業 | 等、実態に応じた制度や具体的なアドバイス の提供を行い自立に向けた支援を実施。 目標達成に ・放課後児童クラブやスポーツ少年団等の活動に参加できない小学校低|キャリア教育政策課 向けた課題 学年を中心とした利用児童に対して、将来の自立に必要な力の土台を育 等 んでいる。 ・個に応じたきめ細やかな支援により、家庭や学校の満足度も高い取組 を展開することができた。今後は、学校や関係部局とより細やかな情報 交換を行い、事業実施効果を高めていきたい。 ・制度が複雑であり、市民の方が安心して手続等が行えるよう庁内での | 子ども家庭支援課 連携が必要。職員の接遇での配慮やスキルアップが求められている。

基本目標V.様々な立場にある男女が安心して暮らせる環境の整備

基本課題 V-4. 生活困窮など様々な困難を抱える人への対応

令和4年度	施策 43 相談体制の強化と関係機関との連携	所管課
の実施状況	●生活困窮者自立相談支援(*用語解説 P.47 参照)の相談窓口における包	
(主な取組	括的・継続的な相談支援の実施	
を抜粋して	・生活困窮者自立支援事業(自立相談支援、住宅確保給付金支援、家計	健康福祉総務課
掲載)	改善支援、就労準備支援)の継続実施。自立相談支援事業は社協へ委託	
	し生活困窮者に対する相談体制の充実強化を図り、コロナ感染拡大によ	
	る相談件数の増加にも対応し、きめ細やかな支援を実施	
	施策 44 自立に向けた指導支援の充実	
	●自立に向けた支援計画の策定や生活の立て直しに向けた指導・支援の	
	強化	
	・関係機関相互の連携を図るため生活困窮者支援ネットワークを構築	健康福祉総務課
	し、相談者のニーズの分析・検証を行い、任意事業として就労準備支援	
	を継続実施している。(社協へ委託)	
目標達成に	・生活保護に至る前の段階での自立支援を進めるため、早期に相談につ	健康福祉総務課
向けた課題	なげ、実態に即した自立相談の体制を整えていくよう努める。	
等	・生活困窮の要因分析や自立生活のための改善策考案なども併せて進め	
	ていくべき。	
	・新型コロナウイルス感染症拡大の収束後、物価高騰の影響による新た	
	な生活困窮世帯の増加が懸念される。	
	26	

基本課題 Ⅵ-1. 市役所推進体制の充実

令	和	4	年	度
の	実	施	状	況
(主	な	取	組
を	抜	粋	L	て
掲	載))		

|施策 45 |市民と協働の推進体制の確立

●男女共同参画施策についての審議(雲南市男女共同参画推進委員 会)

- ・男女共同参画推進委員会の開催(4 回)
- 男女共同参画センター
- ●島根県雲南市男女共同参画サポーター、雲南市男女共同参画まちづ くりネットワーク会議による男女共同参画の啓発と会員の増加
- ・男女共同参画まちづくりネットワーク会議の開催(1回)
- ・県男女共同参画サポーター会議の開催(6回)

●国、県等との連携

・アクティブサポーター研修、男女共同参画交流会(県主催)への参|男女共同参画センター

男女共同参画センター

所管課

施策 46 庁内推進体制の強化

- ●雲南市男女共同参画推進本部会議、連絡会の開催、庁内での推進体 制の強化
- ・男女共同参画推進本部会議の開催(2回) 男女共同参画推進本部連絡会の開催(1回)

男女共同参画センター

|施策 47 |計画の進行管理・評価・分析・見直し

- ●年次報告書の作成、公表
- ・年次報告(令和3年度実施事業)の作成、公表

男女共同参画センター

- ●審議機関等から提言を担当課に伝え、適切な助言と指導を行い、担 当課との協議、検討の場を設置
- ・男女共同参画推進員と男女共同参画推進本部連絡会委員との意見交 │ 男女共同参画センター 換会の実施

施策 48 男女共同参画に関する意識啓発

- ●男女共同参画に関する研修の実施。庁外で実施されるセミナー等の 情報提供
- ・市職員を対象とした「人権・同和問題研修」の実施。
- ・各種セミナー等の案内、啓発パンフレットの配布。
- ●男女が働きやすい職場づくりの推進に向けたハラスメント防止の

取組、ワーク・ライフ・バランスの確保

・市職員を対象とした「ハラスメント防止研修」の実施。

人権センター 男女共同参画センター

男女共同参画センター

施策 49 男女共同参画の視点に立った市の制度・施策の見直し

●制度等課題に対応する施策・事業の研究・実施

人事課

	・男女共同参画推進委員会と推進本部連絡会で制度や施策などについ	男女共同参画センター
	ての意見交換会の開催	
	施策 50 相談窓口体制の充実	
	●人権センター、男女共同参画センターは、市が行う男女共同参画施	
	策等についての苦情、相談に対する窓口周知	
	・市が行う人権施策や男女共同参画施策等に対する苦情、相談窓口の	男女共同参画センター
	設置と周知。	
目標達成に	・全ての職員が男女共同参画の視点をもって施策を遂行することが必	男女共同参画センター
向けた課題	要。男女共同参画の視点の必要性等に理解を図るための方策を工夫し	
等	ていく。	

基本目標VI. 総合的な推進体制の整備

基本課題 VI-2. 男女共同参画推進モデルとしての市役所における環境の整備

	2. 労女共同参画推進でナルとしての中技術における環境の登場	
令和4年度	施策 51 女性職員の管理職育成と積極的登用	所管課
の実施状況	●女性管理職の積極的な登用	
(主な取組	・雲南市役所 令和4年4 月1 日現在の状況	人事課
を抜粋して	職員数 472 人内女性職員数 177 人(37.5%↑)	
掲載)	管理職 118 人内女性職員数 29 人(24.6%↑)	
	管理職内訳 事務部門 107 人中女性 18 人	
	保育所・幼稚園 11 人中女性 11 人	
	・雲南市立病院	市立病院
	女性管理職の登用 48.4%	
	施策 52 各休業制度取得促進	
	●男性職員の子育てや介護への参画に関する意識啓発	
	・ワーク・ライフ・バランス(日本看護協会推奨)の取組	市立病院
	●休暇・休業制度を取得しやすい職場環境整備	
	・令和 4 年 10 月から育児休業の取得回数制限等の緩和	人事課
	・令和4年度 男性の育児休業開始者 1人(取得対象男性職員5人)	
	・子の看護休暇 取得者 135 人↑(内男性 75 人↑)	
	平均取得日数 1.7 日(内男性 3.2 日)	
	(男性が多い職場(農林・建設)での取得が増加)	
	・妻の出産休暇 取得者 3 人	
	平均取得日数 2.4 日↑	
	・男性の育児参加休暇 取得者数 3 人	
	取得日数 3.5 日	
	(男性が多い職場(農林・建設)での取得が増加) ・妻の出産休暇 取得者 3 人 平均取得日数 2.4 日↑ ・男性の育児参加休暇 取得者数 3 人	

・令和4年度中(4月~3月)に子どもが産まれた職員 職員数8人(内男性職員の家族5人) 育児休業取得者数 4 人(内男性 1 人) ※介護休業の実績はなし ・職員の負担軽減や男性への育児休業取得推進をめざし、ワーク・ライ│市立病院 フ・バランスに取り組んだ結果、男女とも高い育児休業取得率を維持。 育児休業取得者(男性)2人 子の看護休暇取得率(男性)21人 施策 53 ハラスメント防止と相談体制の充実 ●職員研修の実施 ・ハラスメント防止研修会の開催(管理職/一般職、集合/動画視聴) 男女共同参画センター 人事課 ●相談窓口の周知と相談体制の充実 ・職員組合による相談日を設け、相談体制の充実をはかった。 人事課 ・カスタマーハラスメントへの対応も含めた「雲南市不当要求行為等対 応マニュアル」の作成と周知 ・令和4年度苦情処理委員会での処理件数 0件 ●アンケート調査実施 ・令和4年度セクシュアル・ハラスメントの実態調査結果(職員安全衛 | 人事課 生委員会が実施) 対象(正規・非常勤職員) 668 人 回答者数 338 人 回答率 50.6% 1年以内に受けたと答えた職員 1人(女性1人) ・令和4年度パワー・ハラスメントのアンケートの調査結果(職員安全 衛生委員会が実施) 対象(正規·非常勤職員) 668 人 回答者数 338 人 回答率 50.6% 1年以内に受けたと答えた職員14人(男性6人、女性8人) ●情報提供と予防啓発の実施 人事課 ・ハラスメントアンケート結果を周知し、意識啓発に努めた。 ・課毎にハラスメント防止に向けた話し合いを実施し、内容について情 報提供した。話し合いをした職場の実施率 64.6% (51/79 職場) ・相談窓口(庁内・庁外)の周知(年2回) ・女性の多面的な配置や登用促進を行う一方で、管理職登用前後の早期|人事課

目標達成に 向けた課題 等 ・女性の多面的な配置や登用促進を行う一方で、管理職登用前後の早期 退職や退職希望の職員がいる現状を踏まえ状況把握と支援が欠かせな い。引き続き人事評価制度を活用し、組織としての目標の達成や職員 個々の能力発揮を主な目的として、上司との面談を活用し、職員が管理 的立場で働きたい、あるいは働き続けたいという意欲を見いだす。

・育児休業など各種休業、休暇制度が男女ともに取得しやすい職場環境 づくりの推進が引き続き重要。

・ハラスメントに関しての相談体制の充実、職場内環境整備等を図るも	
のの、個への支援ができにくいのが課題。	
・固定的性別役割分担意識にとらわれない人員の配置をめざし、男性管	市立病院
理職が多い部署においても積極的に女性を登用する環境を整える必要	
がある。	

基本目標VI. 総合的な推進体制の整備

基本課題 VI-3. 男女共同参画推進拠点の機能と体制の強化

令和4年度	施策 54 男女共同参画センターの周知と活用	所管課
の実施状況	●市民への積極的な広報活動の推進	
(主な取組	・各種研修の際等に、男女共同参画センターについての紹介や情報提供	男女共同参画センター
を抜粋して	を行い、周知に努めた。	
掲載)	・市報うんなん特集記事掲載 4回	
	ケーブルテレビ番組制作・取材 3 回	
	施策 55 男女共同参画に関する調査研究・情報提供の充実	
	●市民意識調査の実施	
	・男女共同参画に関する市民意識調査	男女共同参画センター
	【次回調査】令和5年度実施予定	
	施策 56 男女共同参画関係団体の活動拠点の設置、活用	
	●活動等の支援	
	・県男女共同参画サポーター等の活動拠点として必要に応じ施設を提供	男女共同参画センター
	し、円滑な活動が可能となるよう支援した。	
目標達成に	・男女共同参画センターの認知度 51.4%(平成 30 年度市民意識調査)	男女共同参画センター
向けた課題	引き続き機会をとらえて周知する必要がある。	
等		

第3章 数値目標の進捗状況

基本目標	基本課題	項目	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末	R1 年度末	R2 年度末	R3 年度末	R4 年度末	目標数値 (R4)	所管課
		(1)男女共同参画に関する講 演会の参加者数	786人	950人	703人	819人	759人	455人	1,835人	1,000人	男女共同参画C
		(2)啓発パネル展の実施回数	6 か所	8か所	9か所	7か所	1か所	5 か所	7か所	15か所	総合センター
I	1	(2)(3) 性別による役割分担に 否定的な人の割合	_	_	79.4%	_	_	_	_	75.0%	男女共同参画C
		(2)(3) 社会全体における男女 の平等感	_	_	17.9%	_	_	_	_	50.0%	男女共同参画C
		(2)(3)男女が平等に扱われて いると感じる割合	80.3%	81.3%	71.6%	77.1%	73.2%	69.1%	71.8%	68.0%	政策推進課
		(上段:男性、下段:女性)	74.1%	72.6%	71.4%	72.1%	68.8%	69.0%	65.0%	54.0%	
ш	1	(16) 市の審議会等への女性 の参画率(法律・条例)	24.9%	24.2%	25.3%	24.7%	24.4%	27.0%	28.4%	40.0%	各課
щ	'	(16)女性の参画がゼロの審議 会等の数(審議会等合計)	7 (48)	7 (48)	9 (52)	8 (51)	5 (49)	6 (50)	6 (47)	0	各課
	1	(20)「生活自立支援のための 講座」などを開催している地域 自主組織	14か所	15か所	29か所	30か所	23か所	24か所	25か所	15か所	地域振興課 男女共同参画C
		(20) 延長保育	8か所	9か所	10か所	10か所	10か所	11か所	11か所	11か所	子ども政策課
		(20) 一時保育(保育所型)	8 か所	8か所	9か所	10か所	10か所	11か所	11か所	13か所	子ども政策課
		(20) 休日保育	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1か所	2 か所	2 か所	2か所	子ども政策課
	2	(20) 病児·病後児保育	3 か所	3か所			3か所 (うち1か所 は病児保育 室)		4 か所 (うち1か 所は病児保 育室)	3 か所 (うち1か 所は病児 保育室)	子ども政策課
IV		(20)子育て支援センター数	5 か所	5 か所	5か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5か所	子ども政策課
		(20) 放課後児童クラブ数	10か所	10か所	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所	子ども政策課
	3	(23)男女共同参画の視点に 立った学習会等を開催してい る 地 域 自 主 組 織	14か所	17か所	13か所	19か所	15か所	27か所	18か所	15か所	地域振興課 男女共同参画C
		(33) 女性農業委員数	2人	4人	4人	4人	2人	2人	2人	4人	農業委員会
	5	(33) 女性農業士数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	4人	農政課
		(34) 農林水産業関係の女性 生産活動グループ数	10団体	10団体	10団体	10団体	5団体	12団体	11団体	6団体	農政課
VI	1	(48) 人権・男女共同参画の視点に立った市職員等研修の参加 率(1回以上/年間)	100%	100%	100%	100%		100%	100%	100%	人事課 男女共同参画C 人権センター
VI		(51) 女性の管理職への登用 率	18.0%	18.3%	21.4%	20.8%	20.2%	24.3%	24.6%	25.0%	人事課
	2	(52)市役所男性職員の育児休 業取得者数	1人	1人	0人	1人	0人	3人	1人	2人以上	人事課
					I					ı	

資 料 編

目 次

雲南市男女共同参画都市宣言文・・・・・・・・・・	•	•	•	•	3	3
令和4年度雲南市男女共同参画センター講座一覧・・・		•	•	•	3	4
雲南市審議会等(法令・条例)への女性委員の参画状況	•	•	•	•	3	6
令和4年度雲南市女性相談集計表・・・・・・・・・	•	•	•	•	4	0
用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					4	1



雲南市男女共同参画都市宣言



いのち とうと

一人ひとりの大切な生命、人権の尊さ、そして世界の平和。

私たち雲南市民は、この普遍的な価値を希求し、次の世代が夢ある未来を創造できるよう努力をしていかなければならない。

今こそ、この精神をもとに、すべての男女の人権を尊重し、それぞれの個性と能力を活かし、あらゆる活動に対等に参画できる社会を私たちの雲南市でつくりたい。

この強い決意を胸に、ここに、「男女共同参画都市 気づいて築く 雲南市」を宣言する。

- 1条 「男だから」「女だから」にとらわれず、「自分らしさ」を大切にし、男女共同参画について学び合いましょう。
- 2条 「やってもらってあたりまえ」、家事・育児・介護を誰かにまかせっきりではなく、家族での話し合い を大切にし、私たちにできることから実行しましょう。
- 3条 家事・育児・介護など家庭と仕事が両立できる「ワーク・ライフ・バランス**」に取り組みましょう/ 推進しましょう。
- 4条 性別にとらわれず、個性と能力が活かせる職場(働く場)にしましょう。
- 5条 社会を支えているのは、私たち、みんなです。男女の区別なく、地域活動に参画しましょう。
- 6条 自治会などにおいて、世帯単位ではなく、全ての人の思いを反映した「一人一票制」を取り入れましょう。
- 7条 性別による固定的な役割分担や慣習・しきたりを改めましょう。
- 8条 セクシュアル・ハラスメント**やドメスティック・バイオレンス(DV)**などの人権侵害はしません/ 許しません。
- 9条 女性も男性もエンパワーメント**を高める努力をしましょう。市民は、そのチャレンジを応援しましょう。
- 10条 心配ごとは、自分ひとりで悩まずに身近な人や関係機関などに相談しましょう。

平成25年9月30日

- ※1「ワーク・ライフ・バランス」: 仕事と生活の調和。だれもが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発などの様々な活動を自分が希望するバランスで実現できる状態のこと。
- ※2「セクシュアル・ハラスメント」: 相手の意に反した性的な言葉や身体への不必要な接触などにより、特に雇用の場においては、労働条件について、不利益を受けたり、働きにくくしたりして、女性及び男性労働者の就業環境を害すること。
- ※3「ドメスティック・バイオレンス」:配偶者やパートナーなど密接な関係にある者からふるわれる身体的、精神的、性的力。
- ※4「エンパワーメント(力をつけること)」: 誰もが本来もっている個性や能力を、学習によって引き出し、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

令和4年度 雲南市男女共同参画センター講座一覧

項目	対象			内容	講師等	開催年月日 開催場所	人数 (人)
	女 性	男女共同参画	1	女性のスキルアップセミナー導入編 しまね働く女性きらめき応援塾2022 ステップアップ編 (県共催事業)	株)クオリア認定ダイバーシティ・ クロスローダー、 キャリアヴィーボ代表 竹本 記子さん	R4.7.12(火)13:00~16:00 加茂交流センター	17
	職員	人権・男女共同参画	2	* 出前講座 雲南市商工会役員会人権・同和問題研修会 「ちょっと考えてみませんか?」	男女共同参画センター 所長 坂本 武男	R5.1.20(金) 9:30~10:30 三刀屋交流センター	40
		人権・男女共同参	3	雲南市職員等人権・同和問題研修会 「女性の人権~あなたの職場ではどうですか~」	雲南市人権センター人権・同和問 題教育啓発指導講師 高木 広明さん	R4.10.31(月)13:30~14:30 15:00~16:00 11.1(火)13:30~14:30 15:00~16:00 11.8(火)13:30~14:30 15:00~16:00 市役所 全員協議会室	296
職場		参画				上記未受講の職員対象 R5.1.19~3.15動画視聴	301
	市職員	D>防止	4	女性に対する暴力等対策関係部局(庁内)担当 者連絡会 「虐待を受けた子どもの心理とケア ~育まれ体験を通して~」	小村臨床心理士事務所 所長 小村 俊美さん	R4.4.14(木)13:30~15:30 市役所 301会議室	19
		ハラ	5	市職員ハラスメント防止研修会(対象:管理職) 「ハラスメントのない職場づくりのために」	福岡ジェンダー研究所 研究員 武藤 桐子さん	R4.10.20(木) ①10:00~11:30 ②14:00~15:30 市役所 全員協議会室	86
		ノスメント	6	市職員ハラスメント防止研修会 (対象:管理職以外の職員) 「なくそう!職場のハラスメント~基礎知識から最 新事情まで~」	公益財団法人 しまね女性セン ター 事業課 課長 小川 洋子さん	採用1~3年目の職員対象 R4.11.29(火)14:00~ 15:30 市役所 201~203会議室	44
					, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	上記以外の職員対象 R5.1.19~3.15動画視聴	523
地域	地域自主組織		7	会議会 ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま		R4.11.22(火)9:30~11:30 多根交流センター	13
		男女共同参画	8		公益財団法人 しまね女性センター 事業課 漆谷 佑美子さん 市防災部防災安全課 小川主任主事	R4.11.22(火)14:00~ 16:00 下熊谷交流センター	10
		9	9		,	R4.11.24(木)9:30~11:30 春殖交流センター	12

項目	対象			内容	講師等	開催年月日 開催場所	人数 (人)
	地域自主組	ハラスメント	10	雲南市地域自主組織ハラスメント防止研修会 「職場におけるハラスメント予防研修~働きやすい職場づくりのために~」	はっぴぃ きゃりあ 越野 由美子さん	R5.3.2(木) 10:00~11:30 市役所 201~203会議室 (会場参加+オンライン参 加)	23
	組織	□>防止	11	DV防止セミナー 「DVと子どもへの影響〜ジェンダー平等社会を築こう〜」	NPO法人ウィメンズネット・こうべ 代表 正井 礼子さん	R4.11.18(金)19:30~ 21:30 海潮交流センター視聴覚 室	21
14.	小 学 生	男女共同参画	12	自分らしさを育てる講座 〜男女共同参画オリジナル絵本の読み語り 他 〜	ダイバーシティうんなんtoiro 芝 由紀子さん 金山麗衣さん 男女共同参画まちづくりネットワーク会議会員 永井 まゆみさん	R4.8.3(水)14:00~15:00 三刀屋児童クラブ	38
地域	一般市民	人権・男女共同参画	13	* 出前講座 三新塔あきば協議会人権・同和問題研修会 「ちょっと考えてみませんか?」	男女共同参画センター 所長 坂本 武男	R5.2.8(水) 19:00~20:00 三新塔交流センター	31
		男女共同参画	14	両親(父親)セミナー 〜楽しみながら子育てをするために〜 (県共催事業)	島根県助産師会 バースデープロジェクトメンバー	R4.10.22(土)10:00~12:00 加茂交流センター 会議室	10
		男女共同参画	15	おとう飯 始めよう キャンペーン(キックオフイベント) おとう飯 サポーター」参加表明イベント 雲南市でとれた野菜を使って「おとう飯」にチャレンジ!!	地域自主組織(加茂、三刀屋、吉田) 石飛市長、吉山副市長、景山教育長	R4.11.10(木)10:00~12:30 加茂健康福祉センター かもてらす会議室・調理室	16
		男女共同参画	16	おとう飯 始めよう キャンペーン (幡屋、久野、加茂、新市、一宮)		地域自主組織	104
			17			R4.7.4(月)3·4校時 雲南市立吉田中学校	11
	中	中一デ	18			R4.11.25(金)1~4校時 雲南市立三刀屋中学校	55
学	· 学 生	7 –	19	】 デートDV防止出前講座	元養護教諭・デートDV予防 教育コーディネーター	R4.12.6(火)6校時 雲南市立海潮中学校	6
校	3 年 生	D V 予	D V V 20 予	 宍倉翠さん 	R4.12.8(木)5校時 雲南市立掛合中学校	27	
	1)	防	21			R4.12.15(木)2·3·4校時 雲南市立大東中学校	97
			22			R5.2.17(金)5·6校時 雲南市立加茂中学校	40
その他	推進委員	男女共同参画	23	「男女共同参画社会の現状と課題 〜新型コロナを経験して〜」	島根大学法文学部 教授 片岡 佳美さん	R4.10.28(金) 15:00~16: 00 木次総合センター会議室	13

講座参加者総数 1,853

雲南市審議会等(法令・条例)への女性委員の参画状況

令和5年3月31日現在

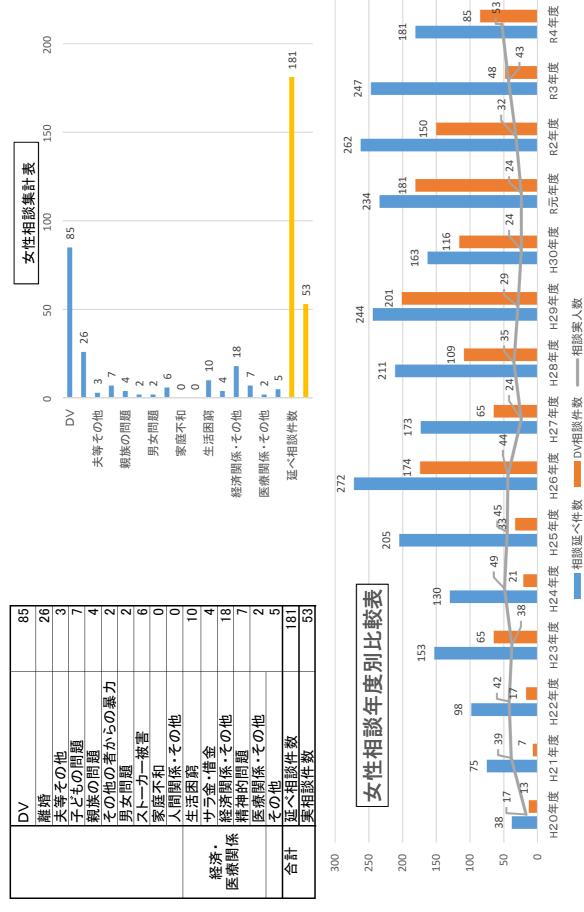
_			15	JHO LOYJO	. — · > 0 —			
	審議会名	現員数	女性の委員数	割合 (%)	R4.3月 末割合			
1	教育委員会※委員により任期が異なる	6	2	33.3	33.3			
	地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等教育行政における重要事項や基本方針を決定する。							
2	雲南市選挙管理委員会	4	2	50	50			
	選挙に関する事務及びこれに関する事務を管理。選挙人名簿の登録、選挙の管理	L B執行や選挙原) 啓発を行う。	I				
3	公平委員会	3	1	33.3	33.3			
	職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、必要	な措置を講っ		L				
4	監査委員※委員により任期が異なる	2	0	0	0			
	自治体の財務に関する事務について、法令に違反していないか、効率的に行われ せる。	しているかを聞	I 塩査し、その結	果を住民に加	なく知ら			
5	農業委員会(農業委員)	19	2	10.5	10.5			
	市長が議会の同意を得て任命し、農地の権利移動の許可・不許可の決定等を行う	0						
	農業委員会(農地利用最適化推進委員)	37	1	2.7	2.7			
	農業委員会から委嘱され、担当地域における農地等の利用の最適化を担当する。		<u> </u>	L				
6	雲南市総合計画推進委員会	12	3	25	25			
	雲南市総合計画の着実な推進に向け、効果的かつ効率的で質の高い市政を推進す	るため設置。	<u> </u>					
7	雲南市スペシャルチャレンジ共創会議	15	8	53.3	40			
	チャレンジ精神にあふれる中学生、高校生、大学生及び若者の学びと成長を後押及び確保を図ることを目的として実施する雲南市スペシャルチャレンジ事業を推			L を高める人林	オの育成			
8	雲南市固定資産評価審査委員会	3	0	0	0			
	固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する。							
9	雲南市情報公開審査会	5	2	40	40			
	開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合、諮問に応	じて審議を行	<u>.</u> 丁う。					
10	雲南市個人情報保護審査会	5	2	40	40			
	個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、	建議する。						
11	行政相談委員(※市の委員ではありません)	6	0	0	0			
12	雲南市行財政改革審議会	15	4	26.7	26.7			
	雲南市の行財政改革の推進を図り、効果的かつ効率的で質の高い市政を推進する	ため設置。	1	I				

	審議会名	現員数	女性の委員数	割合 (%)	R4.3月 末割合
13	雲南市人権センター運営審議会	15	4	26.7	26.7
	人権センターの事業計画及び運営に関して必要な事項の審議を行う。				
14	人権擁護委員 ※委員により任期が異なる	14	4	28.6	28.6
	法務大臣から委嘱。人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動を行う。				
15	保護司 ※委員により任期が異なる	33	10	30.3 👢	35.5
	法務大臣から委嘱。犯罪や非行をした人の立ち直りを助けるとともに、地域の犯	L 児罪・非行の∃	予防をはかる活	動を行う。	
16	雲南市男女共同参画推進委員会	15	11	73.3	73.3
	男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議す	- る。			
17	雲南市防災会議	34	7	20.6	20.6
	災害対策基本法に基づき、雲南市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進す	L るなどの事剤	务をつかさどる	o	
18	雲南市交通指導員	28	2	7.1 🌡	9.7
	雲南市における道路交通の安全を確保するため、交通の安全指導を行い、交通移	L 京の保持及で	が交通事故の防	止に努める。	
19	雲南市原子力発電所環境安全対策協議会	32	2	6.3 👃	14.3
	中国電力株式会社島根原子力発電所の周辺環境への影響及び安全対策等を把握し	/、市民の安全	と及び健康の確	保等、市民 <i>0</i>	の意見を
20	原子力安全対策に反映する。 雲南市環境審議会	12	2	16.7	16.7
20	古長の諮問に応じ、自然環境及び生活環境の保全を図り、市民が健全なる心身を		_		
	査審議する。	. PKJ 7 - 272 -	7 7 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	THIF XIC .	, C [J/5]
21	雲南市国民健康保険運営協議会	20	5	25	25
	国民健康保険事業の運営に関する事項のうち、保険納付、保険料の徴収など、市る。	が処理する	事務に係る受容	事項について	審議す
22	民生委員・児童委員	143	57	39.9	37.3
	厚生労働大臣から委嘱。民生委員は、それぞれの地域において、住民の立場に立は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、 支援等を行う。				
23	健康福祉部所管指定管理候補者選定委員会	6	0	0	0
	健康福祉部において地方自治法に規定する指定管理者の選定及び評価を公正かっ	L) 適正に行う <i>†</i>	こめ設置。		
24	民生委員推薦会	7	2	28.6	28.6
	民生委員・児童委員の推薦を行う。				
25	雲南市養護老人ホーム入所判定委員会	5	2	40 1	20
	老人福祉法の規定による養護老人ホームへの入所措置を適正に実施するため設置	<u> </u>	<u> </u>		
26	雲南市健康づくり推進協議会	19	6	31.6	31.6

	審議会名	現員数	女性の委員数	割合 (%)	R4.3月 末割合
	市民との協働による総合的な健康づくりを推進し、市民各人が生涯を通じて生きため設置。	がいをもっっ	<u> </u> て生活できる健,	康福祉の実現	
27	<u>ため取画。</u> 雲南市予防接種健康被害調査委員会	5	0	0	0
	雲南市が行った予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため設置				
28	身体教育医学研究所うんなん運営委員会	19	4	21.1	21.1
	研究所運営の適正化を図る。				
29	雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会	10	2	20	20
	制度の運営及び共済給付に関する審査等、重要事項を処理する。				
30	雲南市企業立地審査会	8	2	25	25
	助成金等の認定について適正の確保を図る。				
31	雲南市地域経済振興会議	12	3	25	25
	雲南市中小企業振興基本条例の理念の実現及び基本的施策の実施について調査、	<u></u> 審議するため	L か設置。		
32	雲南市勤労青少年ホーム運営審議会	8	2	25	25
	市長の諮問に応じ、ホームの運営に関する事項を調査審議し、意見を答申する。				
33	雲南市営住宅入居者選考委員会	6	3	50	50
	雲南市営住宅の入居者の選考の適正を期するため、設置。		<u> </u>		
34	雲南市都市計画審議会	15	1	6.7	6.7
	都市計画法によりその権限に属せられた事項及び市長の諮問に応じ都市計画に関	する事項を記	L 周査審議する。 -		
35	雲南市学校給食調理業務等委託評価委員会	9	2	22.2 🌡	33.3
	雲南市学校給食調理業務等の民間委託について、事業の評価を行うため設置。				
36	雲南市図書館協議会	14	11	78.6	78.6
	市民の方々や専門的な知識を有する方々の幅広い意見を図書館運営に反映し、図	書館サービス	スを向上させる	ことを目的に	こ設置。
37	—————————————————————————————————————	11	5	45.5	45.5
	社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うなどによって、社会教育に関して	· 教育委員会 <i>に</i>	 こ助言をする。		
38		43	9	20.9	20.9
	市におけるスポーツの推進を図るため、実技及び指導・組織の育成などを行う。				
39	雲南市指定管理候補者選定委員会(教育委員会)	6	1	16.7	16.7
	教育委員会において地方自治法に規定する指定管理者の選定及び評価を公正かつ	 適正に行う7	<u> </u> ため設置。		
40	幡屋財産区管理会	7	0	0	0
	幡屋財産区の財産区管理会の設置、組織及び運営に関する事項を定める。				

	審議会名	現員数	女性の委員数	割合 (%)	R4.3月 末割合
41	建設部指定管理候補者選定委員会	6	1	16.7	16.7
	建設部において地方自治法に規定する指定管理者の選定及び評価を公正かつ適正	こに行うため記	· 设置。		l
42	雲南市空き家対策協議会	10	3	30	30
	条例に規定する計画の作成及び変更並びに実施、特定空き家等の判断及び措置の協議するため設置。	方針、その他	也空き家対策の	推進に関する	ることを
43	身体教育医学研究所うんなん倫理審査委員会	7	1	14.3	14.3
	倫理審査委員会は、研究者等の研究計画、研究経過及び研究計画変更等について	審査する。			
44	雲南市行政不服審査会	5	2	40	40
	審査請求についての決裁の客観性・公平性を確保するために設置。				
45	雲南市いじめ問題対策連絡協議会	17	9	52.9	52.9
	市内小中学校に在籍する児童及び生徒のいじめ防止等の取組について協議するた	め設置。			
46	雲南市子ども・子育て会議	15	9	60	_
	子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議することを目的に設置。				
47	雲南市上下水道料金等審議会	10	4	40	_
	市長の諮問に応じ、水道料金及び下水道使用料等について審議するため、地方自	治法に基づる	き設置。		
		758	215	28.4	27.0

雲南市女性相談集計表·年度別比較表 【R5年3月末現在】 令和4年度



用語解説

用語	解説
DV (ドメスティック・バイオレンス)	日本語に直訳すると「家庭内の暴力」となり、一般的に
(P. 3)	は「配偶者または同居などで事実婚関係にある男女、ま
	たは元配偶者など親密な関係にあった男女からふるわ
	れる暴力」とされています。具体的には殴る、蹴る、刃
	物をつきつけるなどの「身体的暴力」、大声で怒鳴る、
	無視するなどの「精神的暴力」、手紙やメールをチェッ
	クする、友人とのつきあいを監視するなどの「社会的暴
	力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、性行為の
	強要や避妊しないなどの「性的暴力」があります。DV
	は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとと
	もに、個人の尊厳を害するものであり決して許されませ
	ん。平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害
	者の保護に関する法律」が制定され、被害者は一時保護
	や保護命令の申請などが可能になりました。
「おとう飯 始めよう」キャンペーン (P.4)	内閣府では、男性の家事・育児等への参画について国民
	全体の機運醸成を図る目的で、平成29年度より「おと
	う飯 はじめよう」キャンペーンを実施しており、各地
	方公共団体に対して本キャンペーン推進の協力依頼が
	ありました。
	「おとう飯」とは、お父さん・男性が作るごはんのこと
	で、これまで料理をしていない人に対して、「おとう飯」
	を作ることをきっかけに、家事・育児などへの参画を促
	すものです。
	雲南市でも、「おとう飯」をきっかけに家庭での男女共
	同参画の促進をめざし、地域自主組織等で開催されてい
	る既存の料理教室等を「おとう飯 はじめよう」キャン
	ペーン事業と位置づけ展開する計画です。
ジェンダー (P. 6)	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には
	生まれついての生物学的性別(セックス/sex)がありま
	す。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り
	上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男
	性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジ
	ェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成され な性別しけるれら体に良い、悪いの価値を含むれのでは
	た性別」はそれ自体に良い、悪いの価値を含むものでは なく 国際的にも使われています (内閣府第5次里女
	なく、国際的にも使われています。(内閣府第 5 次男女 世紀参画其本計画 とり)
	共同参画基本計画より)

用語	解説
固定的性別役割分担意識 (P. 6)	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決め
	ることが適当であるにも関わらず「男は仕事・女は家
	庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のよう
	に、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的
	に分ける考えのことをいいます。(内閣府第5次男女共
	同参画基本計画より)
エンパワメント(能力育成・開発)	自ら主体的に行動することによって状況を変える力を
(P. 7)	つけることをいいます。(内閣府第5次男女共同参画基
	本計画より)
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)と
(性と生殖に関する健康と権利)	は、平成6年(1994年)の国際人口開発会議の「行
(P. 7)	動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性
	会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生
	殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面にお
	いて、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身
	体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを
	指す」とされています。
	また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権
	利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの
	数、出産間隔、並びに出産する時について責任をもって
	自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることがで
	きるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健
	康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされて
	います。
	なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は
	常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすために
	あらゆる努力がされなければならない。」とされていま
	す。(内閣府第5次男女共同参画基本計画より)
	またリプロダクティブ・ヘルスは、生殖年齢にある男
	女のみならず、思春期以後、生涯にわたる性と生殖に関
	する健康を意味し、子どもを持たないライフスタイルを
	選択する人々を含めた、すべての個人に保障されるべき
	健康概念です。具体的には、思春期保健、生殖年齢にあ
	るカップルを対象とする家族計画と母子保健、人工妊娠
	中絶、妊産婦の健康、HIV/エイズを含む性感染症、不
	妊、ジェンダーに基づく暴力等を含みます。
	(日本国際保健医療学会/国際保健用語集より)
認定こども園 (P. 7)	幼稚園と保育所の良い面を活かし、両方の役割を担う施
	設であり、保護者の就労形態に関わらず子どもたちの保
	育と教育の場として利用できます。

用語	解説
	・幼保連携型こども園: 認可幼稚園と認可保育所とが連
	携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども
	園としての機能を果たすタイプ
	・幼稚園型こども園:認可幼稚園が、保育に欠ける子ど
	ものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能
	を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ
	・保育所型こども園:認可保育所が、保育に欠ける子ど
	も以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を
	備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ
	(島根県公式ホームページより)
バースデープロジェクト (P. 7)	島根県助産師会の助産師を講師に招き、ごく自然に伝え
	る性(生)の出前講座のことです。内容は、歌、踊り、
	語り、紙芝居、劇を通して、子どもたち(または親子)
	に「命の大切さ」を伝える楽しい講座で、幼児期から命
	や性 (生) について考える機会を作るものとなっていま
	す。これは必ず実施するカリキュラムのようなものでは
	なく、各施設でその年度の児童や保護者の状況に応じて
	実施するものです。
LGBTQ (P. 8)	レズビアン (女性同性愛者)、ゲイ (男性同性愛者)、バ
	イセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(生
	まれた時の性別と自認する性別が一致しない人)、クエ
	スチョニング(自分自身のセクシュアリティを決められ
	ない、分からない、または決めない人)など、性的マイ
	ノリティの方を表す総称のひとつです。
母性保護 (P. 8)	妊娠、出産に関する女性への保護のことです。
ライフステージ(P. 8)	人間の一生を段階によって区分すること。通常は幼年
	期、少年期、青年期、壮年期、老年期に分けています。
ゲートキーパー (P. 8)	ゲートキーパー = 門番
つなぐゲートキーパー養成講座	自死の可能性の高い人の早期発見、早期対応を図るため
気づくゲートキーパー養成講座	自死や自死関連事象に関する正しい知識を普及したり、
	自死の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、
	必要に応じて専門家につなぎ、見守る役割を担う人のこ
	とです。
	ゲートキーパーとなる方を地域で増やすため養成講座
	を開催しており、「つなぐ」は受けた相談をいかに次に
	つなげるかという内容で、主に民生児童委員が受講。「気
	づく」は心に優しいまちづくりをするにはという資料を
	用い、地域の方々と開催しています。

用語	解説
子育て応援ストレッチ (P. 9)	産後のお母さんの体の痛みや不調の上位を占める「肩こ
	り」、「手首の痛み」、「腰痛」に効果的なストレッチのこ
	とで、身体教育医学研究所うんなんで動画やリーフレッ
	トを使って保護者へ紹介しています。
デートDV (P. 10)	高校生や大学生など若い世代における「交際相手(恋人)
	からの暴力」「結婚していない男女間での暴力行為」の
	ことをいいます。(島根県資料より)
	内閣府が令和2年度に実施した「男女間における暴力に
	関する調査」において、交際相手から被害を受けたこと
	が「あった」と回答した方は、女性 16.7%、男性 8.1%
	でした。同居する交際相手からの暴力の被害を受けたこ
	とが「あった」と回答した人は、女性 39.2%、男性 36.7%
	と約4割にものぼります。暴力には、配偶者からの暴力
	と同様に「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」など
	が含まれています。内閣府では、若年層に対して、交際
	相手や配偶者からの暴力の問題について考える機会を
	積極的に提供することが、男女間における暴力の防止に
	有用であると考え、男女の対等なパートナーシップや暴
	力を伴わない人間関係の構築に向けた啓発の実施を目
	的に、予防啓発プログラムの開発などを行っています。
	(内閣府男女共同参画局作成の資料より)
ハラスメント (P. 11)	他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、
	相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与
	えたり、脅威を与えることを指します。
	セクシュアル・ハラスメント…、本人が意図する、しな
	いにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳
	を傷つけられたと感じるような性的発言・行動を指しま
	す。
	パワー・ハラスメント…同じ職場で働く者に対して、職
	務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、
	業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与え
	る又は職場環境を悪化させる行為をいいます。
	マタニティ・ハラスメント…働く女性が妊娠・出産に関
	連し職場において受ける精神的・肉体的いやがらせのこ
	とを指します。
	モラルハラスメント…言葉や態度、身振りや文書などに
	よって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、
	精神的に傷を負わせて、その人間が職場を辞めざるを得
	ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気を悪くさせるこ
	とをいいます。

用語	解説
	カスタマーハラスメント…顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるものをいいます。
オレンジサークル (P. 15)	地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーター(ステップアップ講座を受講した者)を中心とした支援者をつなぐ仕組み。認知症の人もメンバーとしてチームに参加することが望まれます。認知症サポーターの更なる活躍の場として期待されています。
子ども家庭支援センター「すワン」 (P. 15)	雲南市に開設された子育ての総合相談窓口で、様々な相談に応じ、課題解決に向けてのお手伝いをしています。例えば特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒について相談支援の要請を受けた場合、保育・授業場面の観察や相談、心理検査などの特別支援教育に関する教育相談を実施するなどの対応をしています。
病児保育 (P. 15)	病気の回復期に至らないが症状の急変が認められない お子さんを保護者の勤務、出産、冠婚葬祭などにより家 庭で保育が困難な場合に、一時的にお預かりする事業で す。(かかりつけ医による診断書が必要)
病後児保育 (P. 15)	病気の回復期のお子さんを保護者の勤務、出産、冠婚 葬祭などにより家庭で保育が困難な場合に、一時的に お預かりする事業です。(かかりつけ医による診断書 が必要)
ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) (P. 16)	家庭責任を果たしたり、健康保持、自己研修等のため、 文字通り、仕事と生活のバランスを整えることです。要 すれば、「働き方の見直し」を行うことですが、単に労 働時間を短くするということではなく、仕事の進め方や 時間管理の効率化を進めると共に、短時間勤務、フレッ クスタイム制、在宅勤務、多目的な長期休業などの多様 な時間制度を選択できる柔軟な就業環境を整えること を指します。(内閣府男女共同参画局作成の資料より)
島根県ひとにやさしいまちづくり条例 (P. 17)	島根県が平成10年6月30日に公布、平成12年4月1日から実施した条例。「高齢者や障がい者の方々が生活しやすいまちはすべての人が生活しやすいまちである」という認識のもとに、誰もが安心して自由に出かけられるまちをめざすことを宣言するものです。

用語	解説
	条例のポイントは、①多くの人が利用する施設を公共的
	施設とし、だれもが安全に利用できるようにするための
	整備基準を定めている。豊かな自然に囲まれた島根県の
	特性に配慮し、河川や海岸の公共的施設に盛り込んでい
	る。②特に公共性が高く、高齢者や障がい者の方々が利
	用しやすいように整備を行うことが必要な施設を「特定
	公共的施設」とし、これらの施設の所有者や管理者に施
	設の新増築等の際には事前に届け出るように求めてい
	る。③整備基準に適合する施設については、事業者から
	の申請により適合証を交付することとしている。 が挙
	げられます。(島根県公式ホームページより)
ポジティブ・アクション	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によっ
(積極的改善措置)(P. 18)	て社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に
	係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内にお
	いて、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に
	提供することをいいます(男女共同参画社会基本法第2
	条第2号)。また、同法第8条は、国の責務として、国
	が、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極
	的改善措置を含む。)を総合的に策定し、及び実施する
	責務を有する旨、規定しています。男女間において形式
	的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な
	格差が現実に存在する場合には、実質的な機会の平等を
	担保するために積極的改善措置(ポジティブ・アクショ
	ン)の導入が必要となります。
	(内閣府第5次男女共同参画基本計画より)
経済センサス (P. 19)	「統計法」に基づいた基幹統計で、事業所及び企業の基
	本的構造、経済状況を明らかにする調査です。5年に1
	度実施されます。
親学プログラム(P. 21) 	島根県立東部・西部社会教育研修センターで開発した地
	域における子育て支援・家庭教育支援に活用できる学習
	プログラムです。参加型学習の手法を用いて、参加者同
	士が交流しながら、親としての役割や子どもとの関わり
F-11 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2	方について気づきを促すことをねらいとしています。
「夢」発見プログラム	雲南市では「キャリア教育」を、『子どもたちが、社会
(キャリア教育推進プログラム)(P. 21) 	の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個
	性・持ち味を最大限発揮しながら自立して生きていくた
	めに必要な能力や態度を育てる教育』と考えています。
	キャリア教育を推進するため策定された『キャリア教育
	を基盤として、幼児期から高校までに「育てるべき力」
	を、発達段階に応じて系統的に示した雲南市独自のキャ

用語	解説
	リア教育プログラム』を、『「夢」発見プログラム』と命
	名しています。
認知症地域支援推進員 (P. 23)	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける
	ため、医療機関や介護サービスおよび地域の支援機関等
	との連携を図り、認知症の人やその家族を支援する相談
	業務等を行います。雲南市では所定の研修を終了した保
	健師を認知症地域支援推進員として配置しています。
認知症初期集中支援チーム (P. 23)	所定の研修を終了した認知症サポート医、認知症地域支
	援推進員、介護福祉士等で構成される、認知症の人やそ
	の疑いのある人、およびその家族を支援するチームで
	す。
多文化共生推進プラン (P. 24)	「雲南市多文化共生推進プラン」とは、雲南市における
	多文化共生推進の意義や基本的な考え方を明確化した
	もの。プランに基づき誰もが平和で心豊かに暮らせるま
	ちづくりを進め、外国人住民等もまちづくりに主体的に
	関わることができることを基本に、それぞれの文化や背
	景を尊重しながら安心して生活でき、さらに活躍できる
	まちを目指す計画です(令和2年3月策定)。
生活困窮者自立支援法 (P. 26)	生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援し、自
	立の促進を図る法律(平成 25 年法律第 105 号)。2013
	年(平成 25)12 月成立、平成 27 年 4 月施行。生活困
	窮者とは、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持でき
	なくなるおそれのある者のことをいいます。法律では福
	祉事務所設置自治体が実施主体となり、対象者に向けて
	以下の五つの支援事業を行うことを定めています。(1)
	自立相談支援事業 就労支援や自立の相談に応じます。
	(2)住宅確保給付金の支給 離職などにより、住宅を失
	った生活困窮者に家賃相当の給付金を支給します。(3)
	就労準備支援事業 就労に必要な訓練を有期で実施し
	ます。(4)一時生活支援事業 住居のない生活困窮者に
	対し、一定期間宿泊場所を提供します。(5)家計相談支
	援事業 家計に関する相談、家計管理に関する指導、資
	金貸付けの斡旋(あっせん)などを行います。

発行編集 雲南市男女共同参画センター 〒699-1334

島根県雲南市木次町新市3番地

TEL:0854-42-1767 FAX:0854-42-1839

 ${\sf E-mail:danjyokyoudou@city.unnan.shimane.jp}$